

**さいたま市告示第474号**

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により次のとおり公示する。

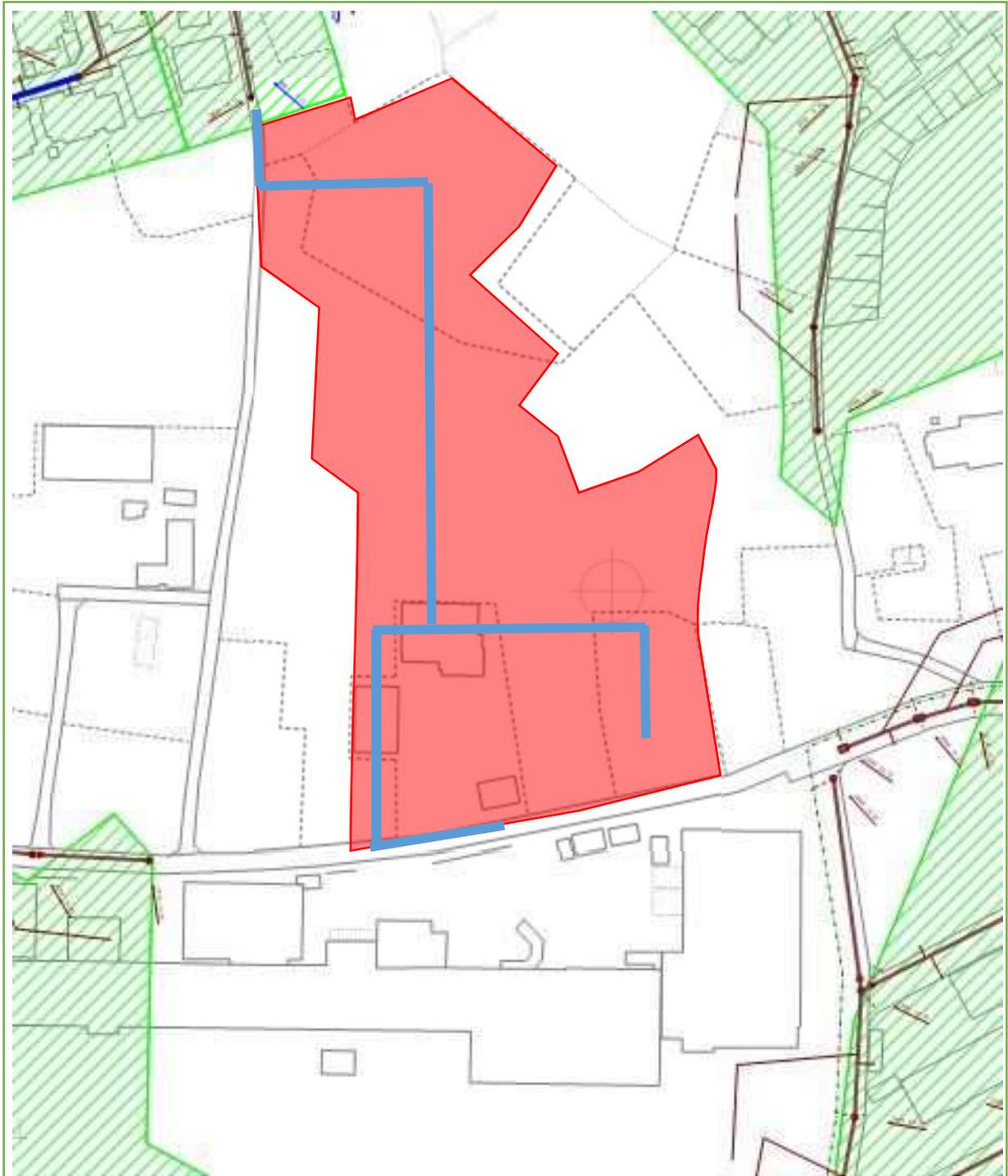
なお、関係図面は本市建設局下水道部下水道総務課において縦覧に供する。

令和4年3月30日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 供用及び下水道の処理を開始する年月日  
令和4年3月31日
- 2 供用及び下水の処理を開始する区域  
西区三条町、西区大字宝来、見沼区大和田町、見沼区大和田町1丁目、見沼区大字風渡野、見沼区大字東門前、見沼区大字東宮下、見沼区大字蓮沼、緑区大字三室、緑区大字大間木、緑区大字中尾の一部
- 3 公示面積  
8.82ha
- 4 供用を開始する排水施設の位置  
別紙図面のとおり
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式
- 6 接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称  
埼玉県戸田市笹目5丁目37番地の14  
荒川左岸南部流域下水道荒川水循環センター

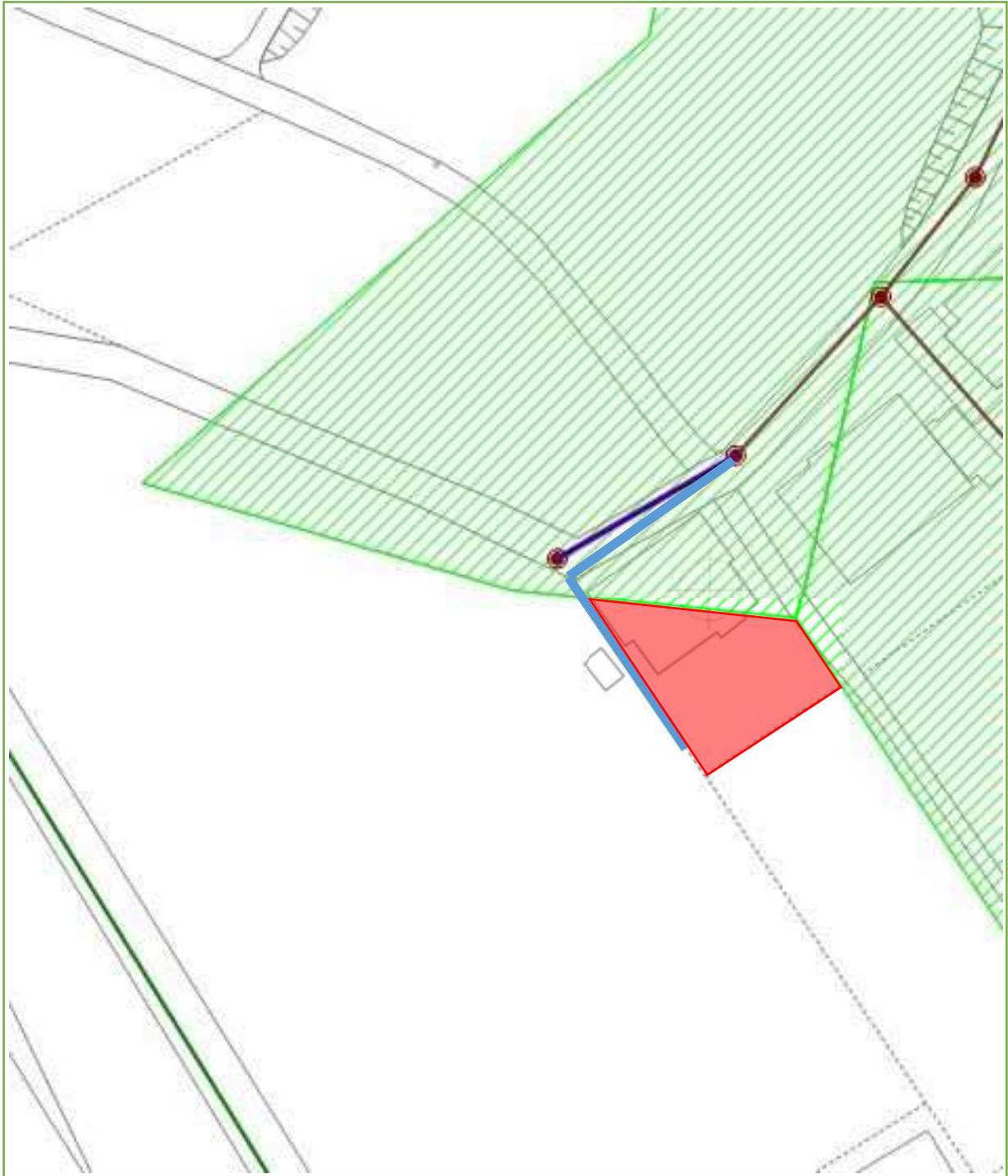
# 区画割平面図



工事名：下水道法第 16 条に係る公共下水道工事(南部-2-東 28)

処理面積：0.68ha

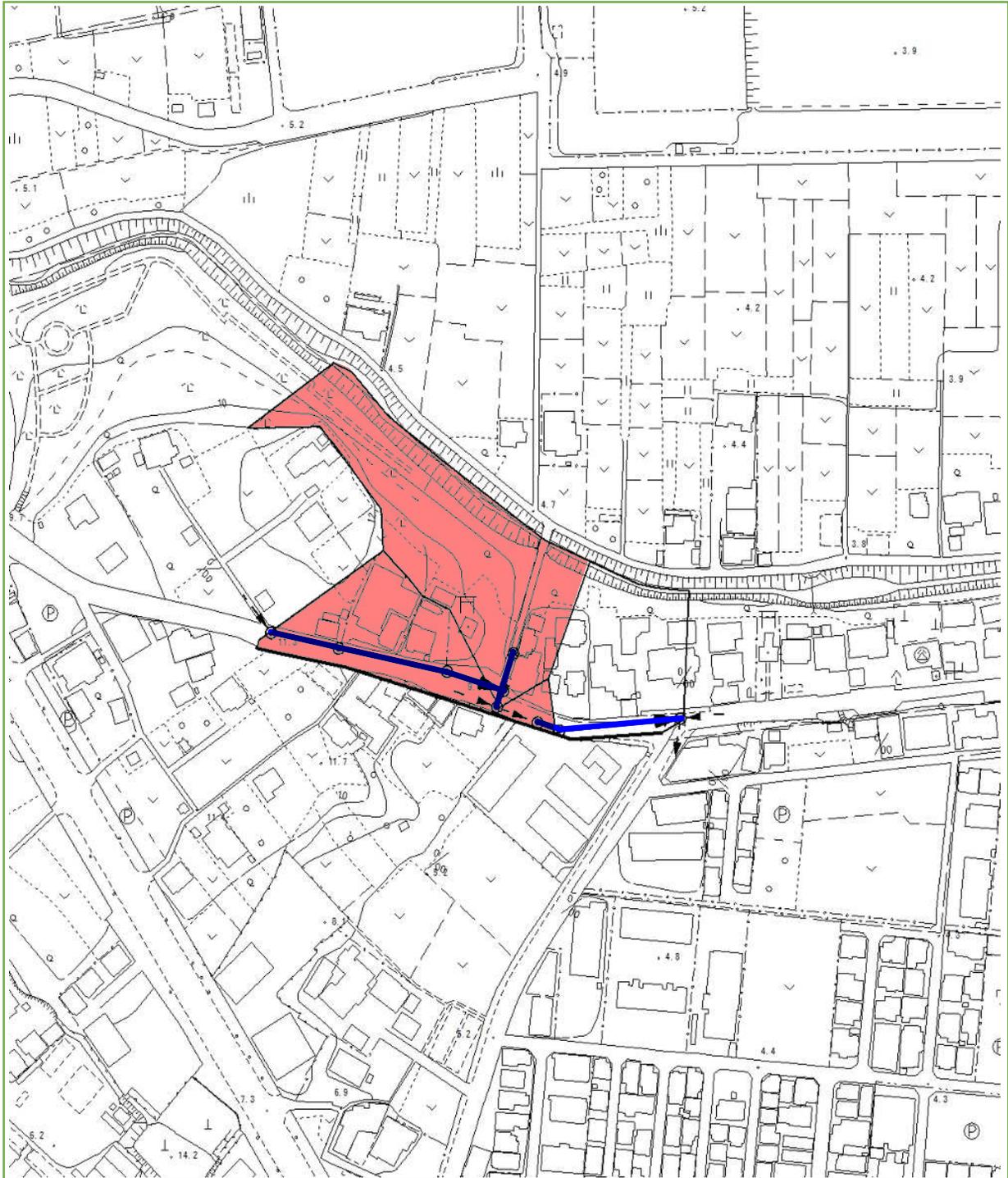
## 区画割平面図



工事名：下水道法第 16 条に係る公共下水道工事(南部-3-東 14)

処理面積：0.04ha

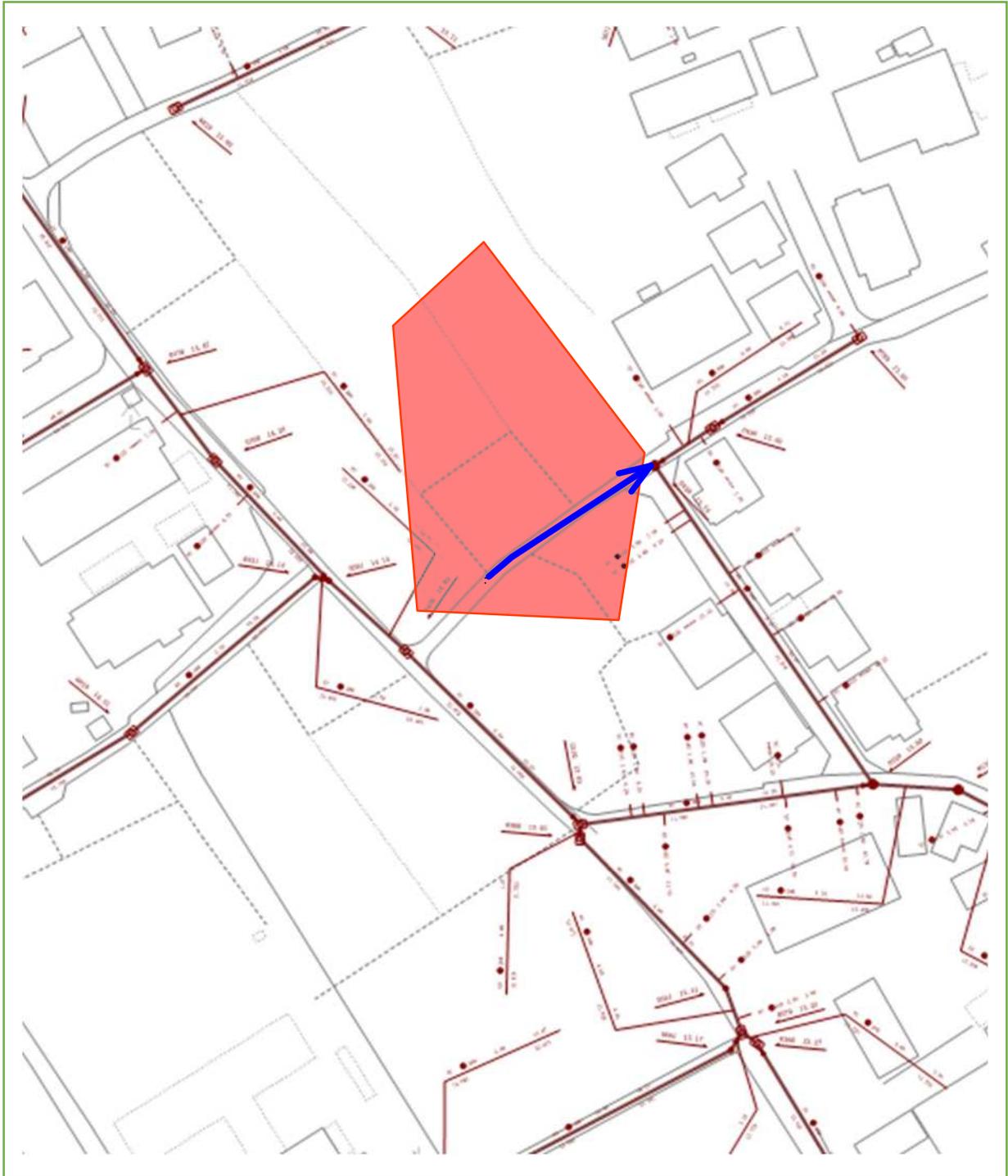
# 区画割平面図



工事名：芝川第 13 処理分区下水道工事（南建-R3-1004）

処理面積：0.75ha

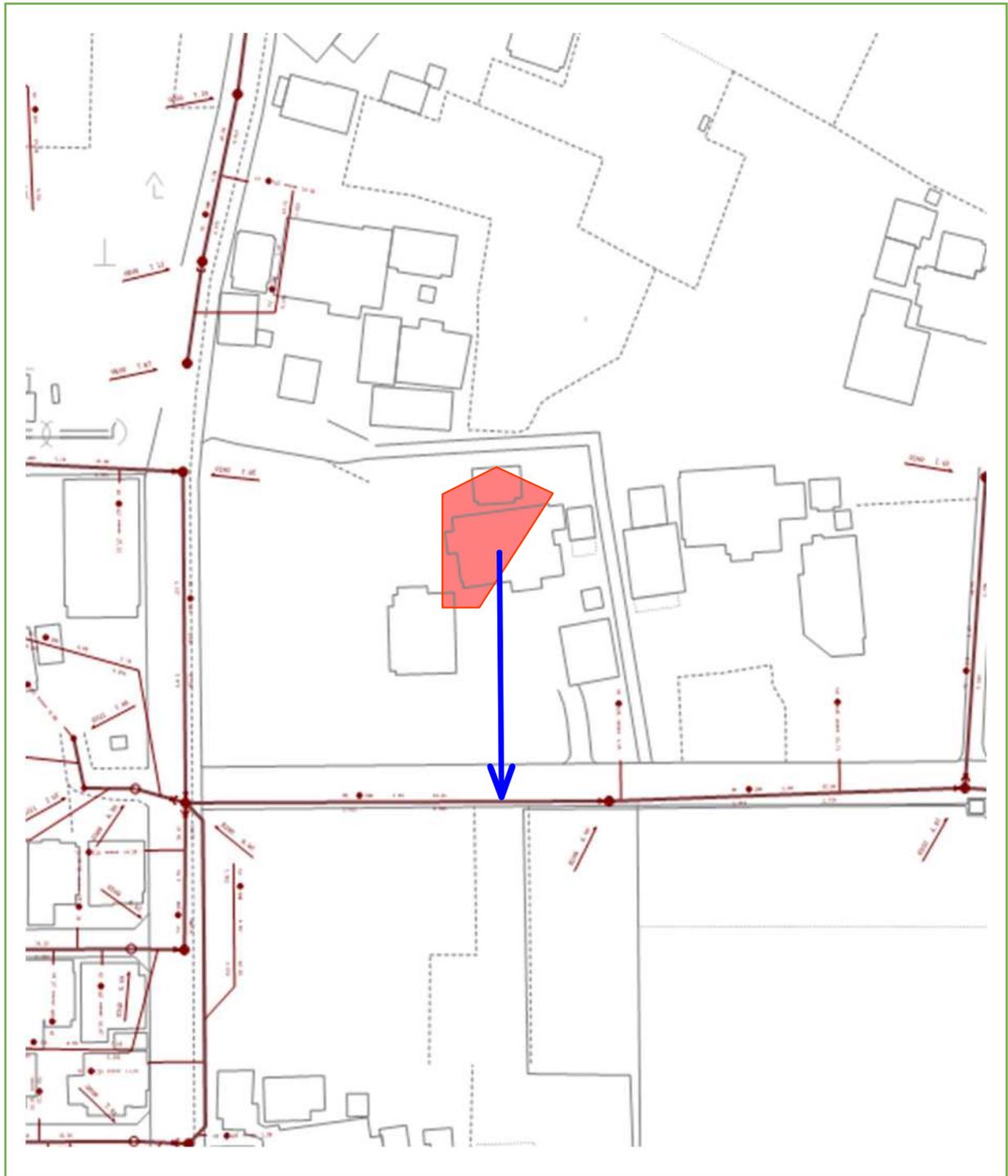
# 区画割平面図



工事名：16条（03一見沼区No.9）

処理面積：1.32ha

# 区画割平面図

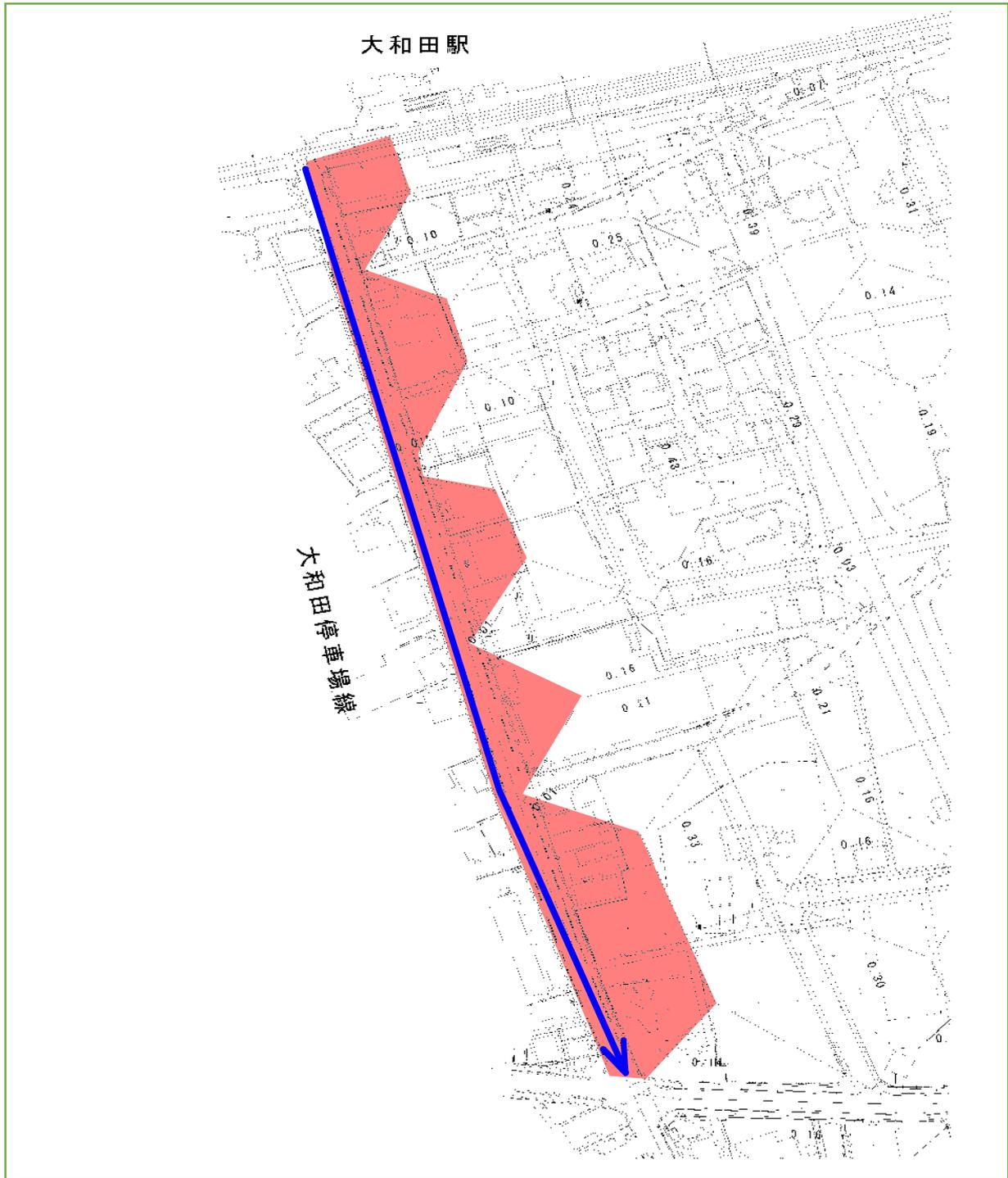


工事名：16条（03-西区No.6）

処理面積：0.20ha



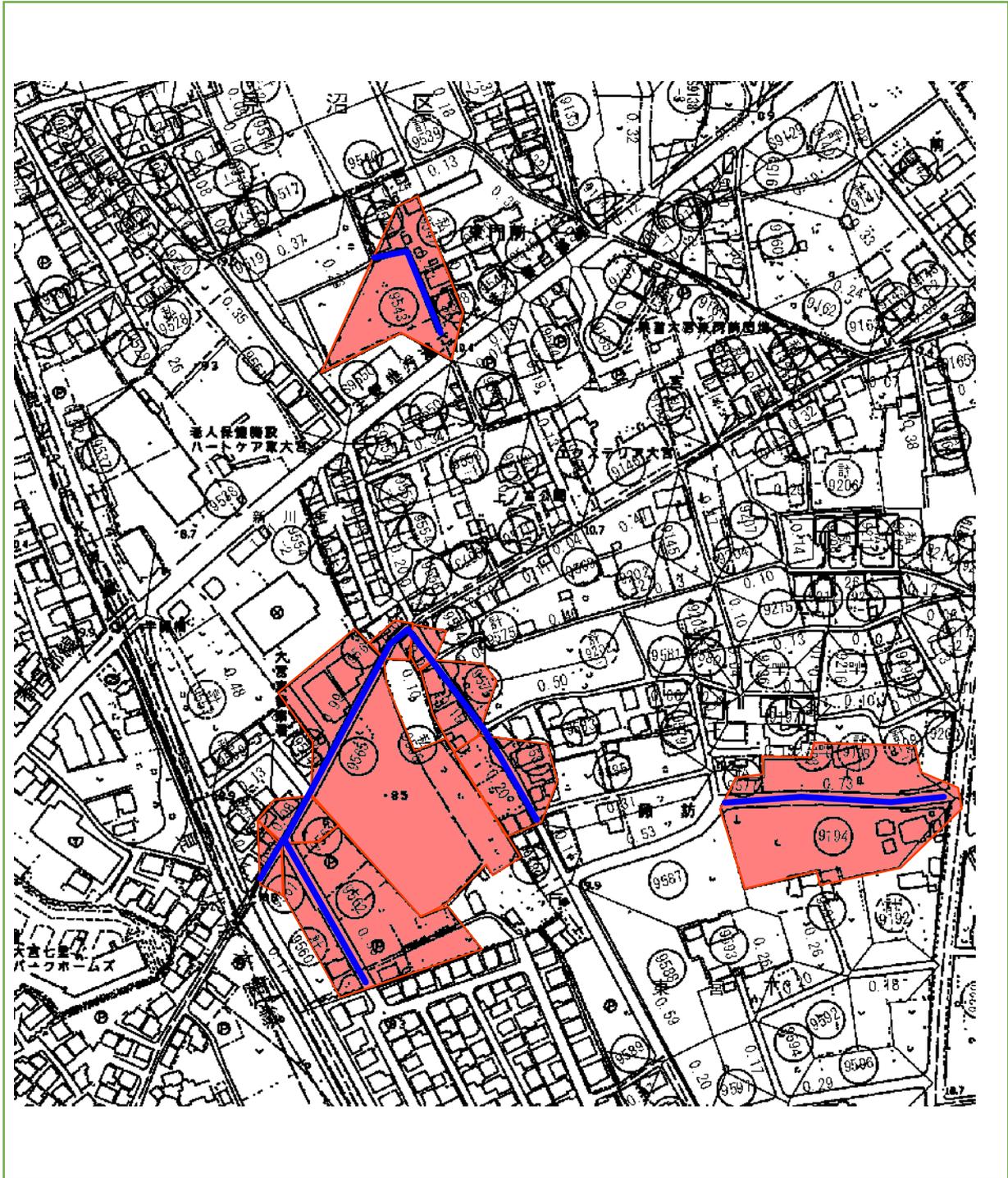
# 区画割平面図



工事名： 公共下水道工事（単契北建-R3-503）

処理面積： 0.99ha

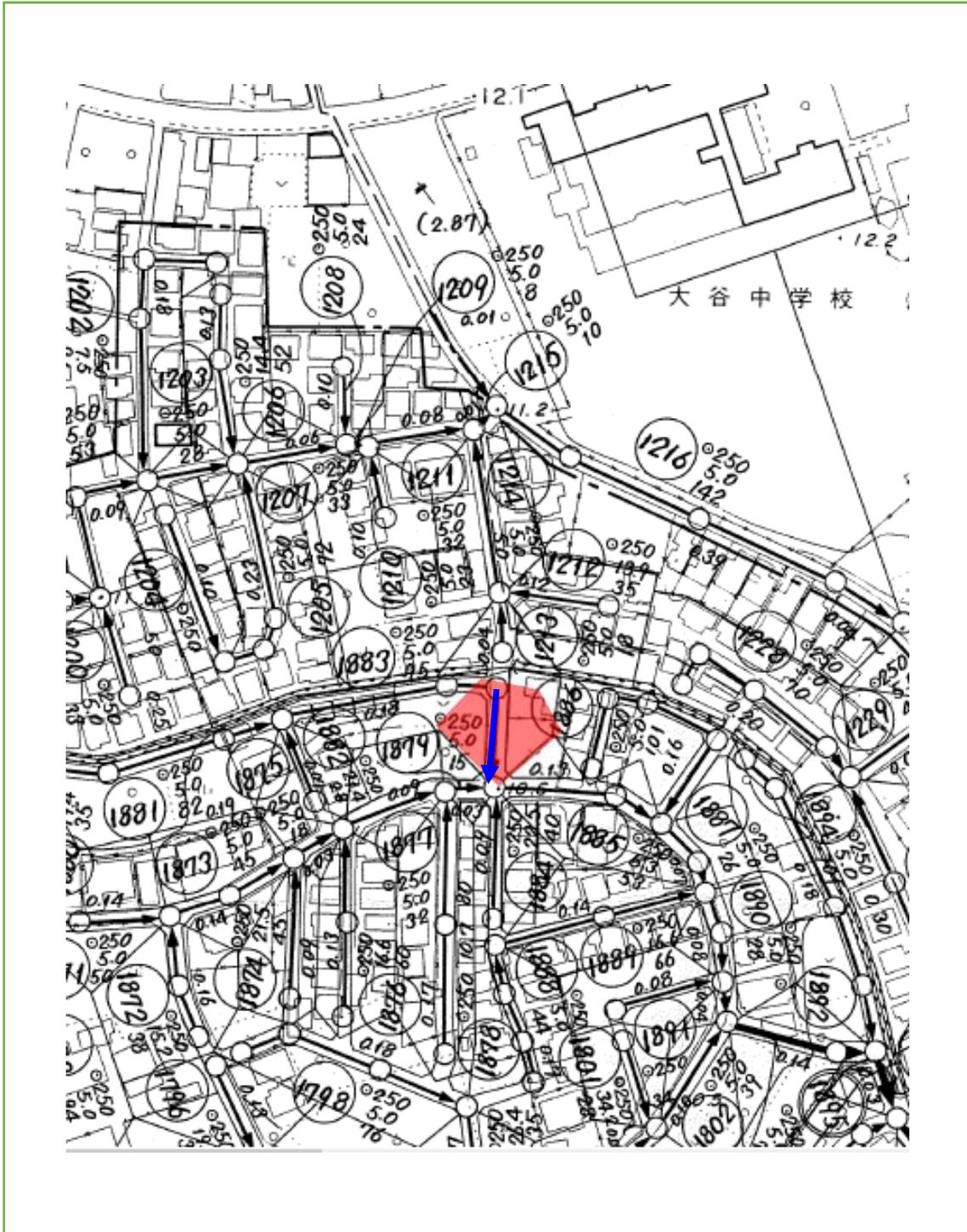
# 区画割平面図



工事名：芝川第9-1処理分区下水道工事（北建-R3-1017）

処理面積：3.26 ha

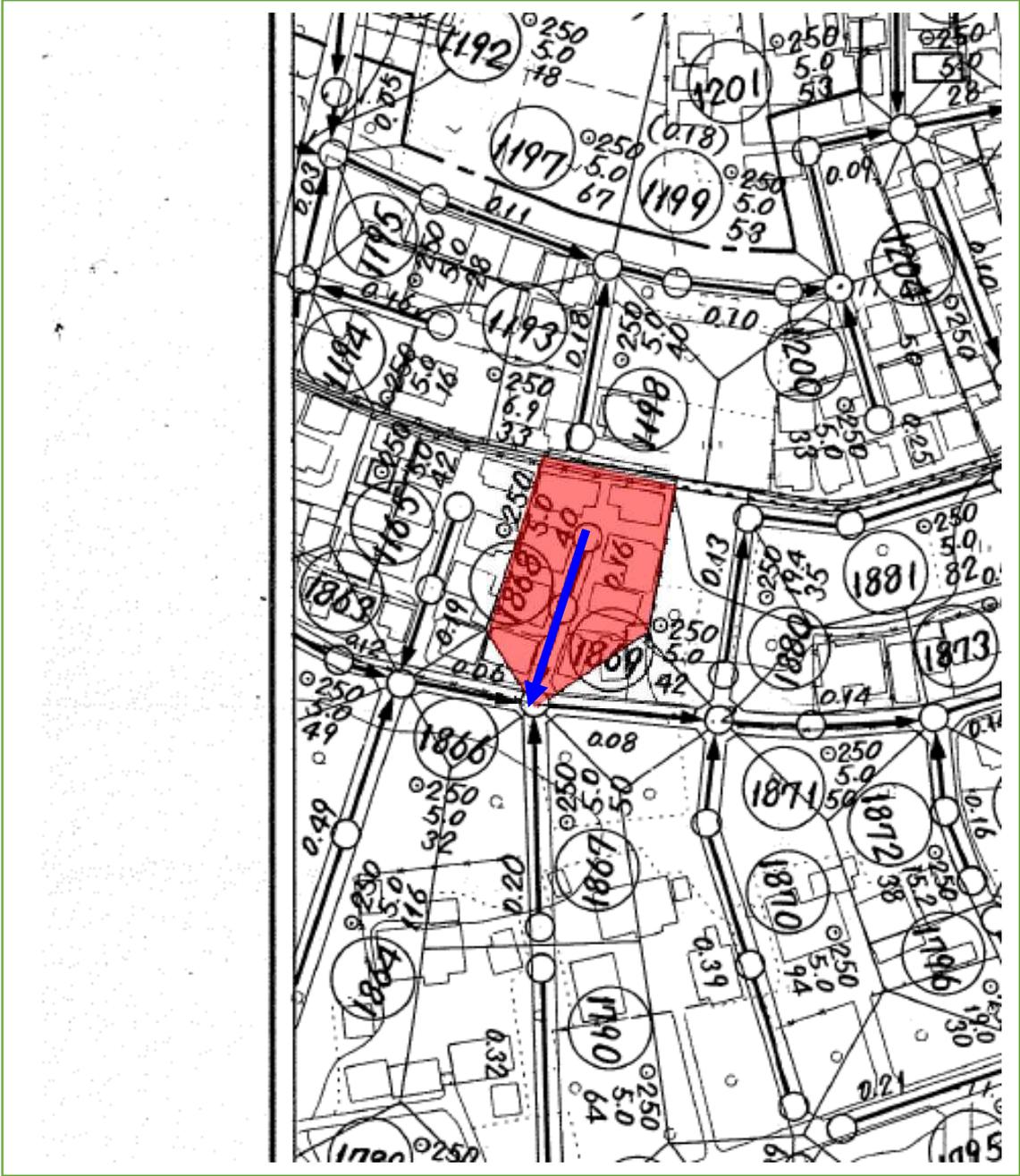
# 区画割平面図



工事名：芝川 9-1 処理分区下水道工事（大-14-121）

処理面積：0.08ha

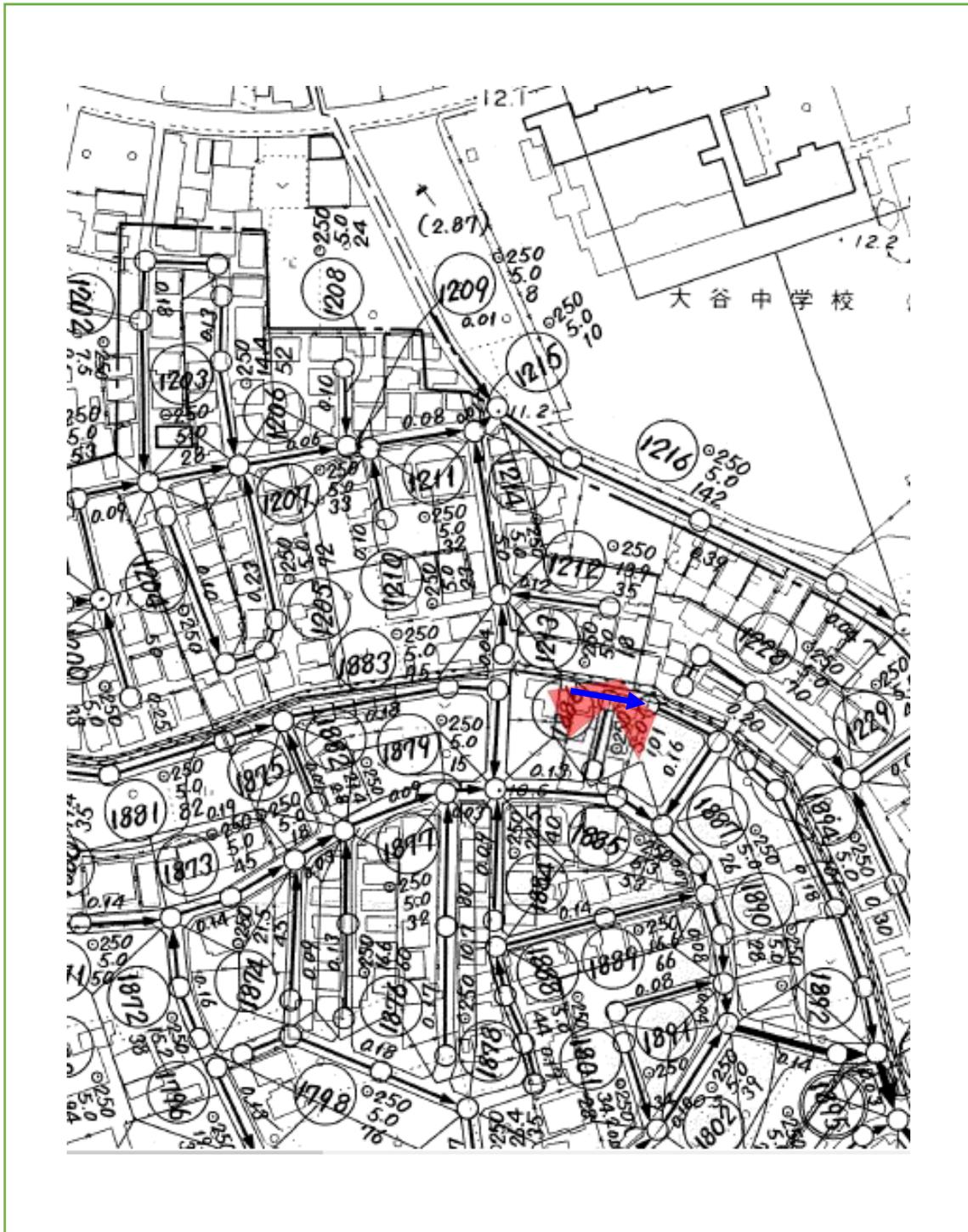
# 区画割平面図



工事名：芝川 9-1 処理分区下水道工事（北建-16-301）

処理面積：0.16ha

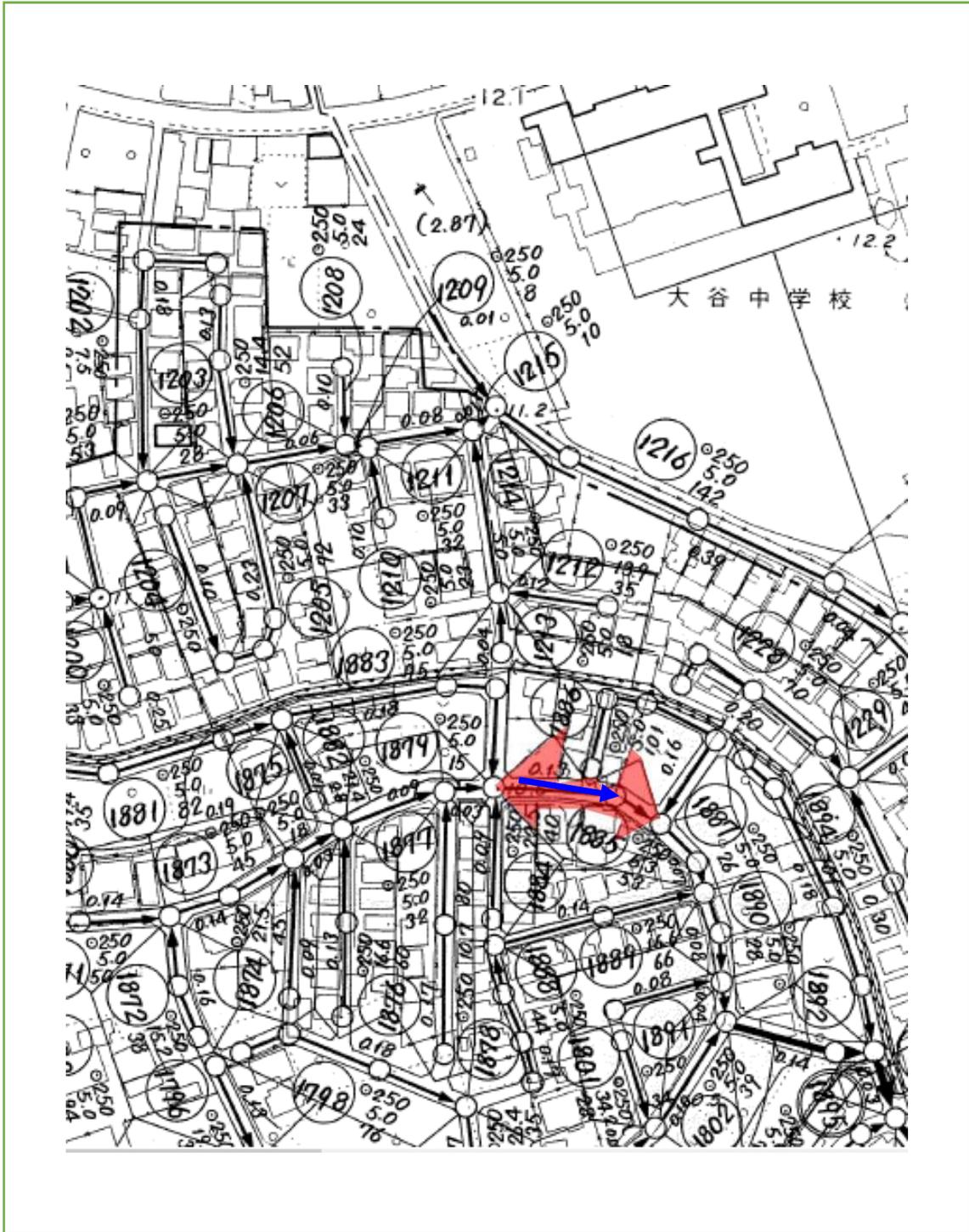
# 区画割平面図



工事名：公共下水道工事（単契北建-17-355）

処理面積：0.05ha

# 区画割平面図

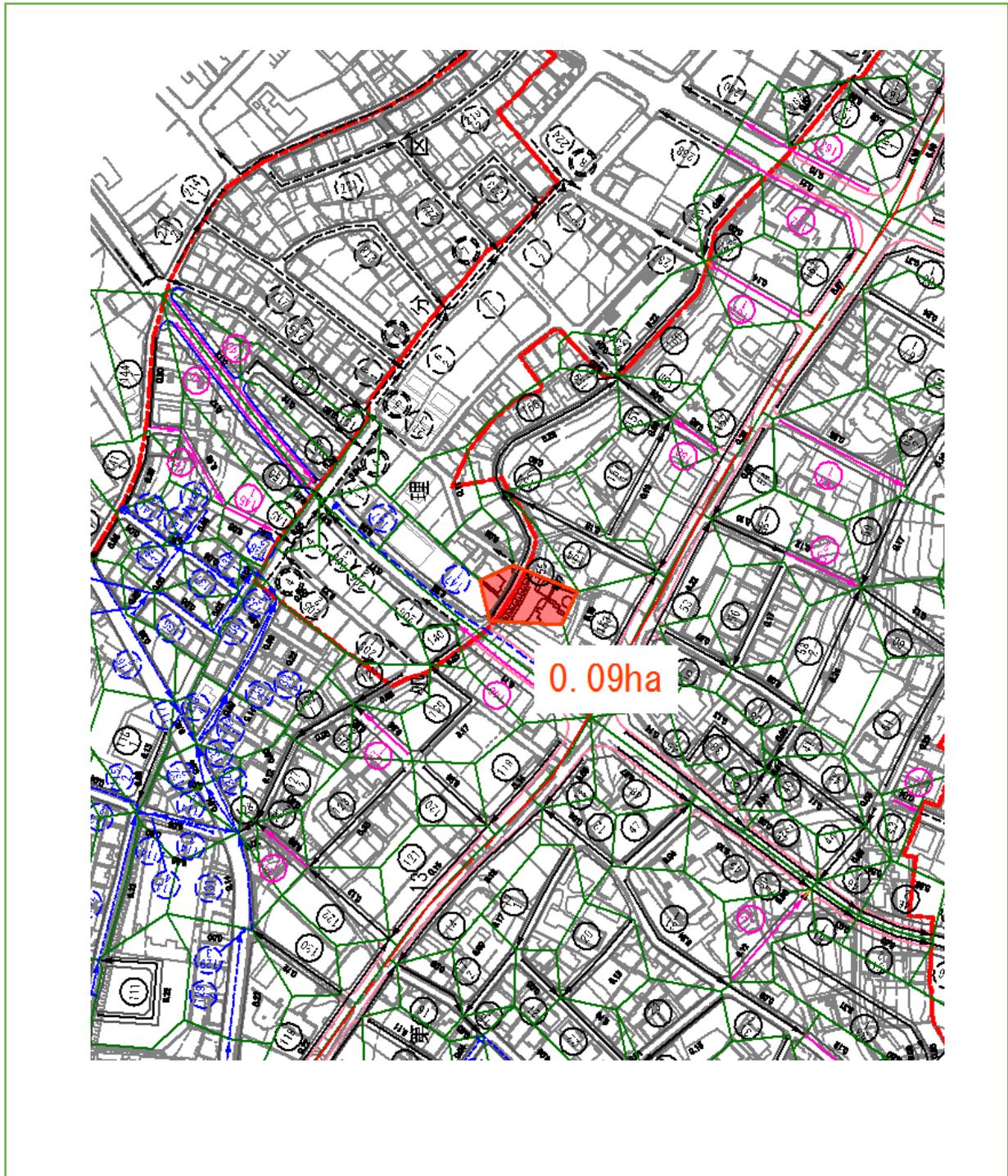


工事名：芝川第9-1 処理分区下水道工事（北建-17-1021）

処理面積：0.05ha



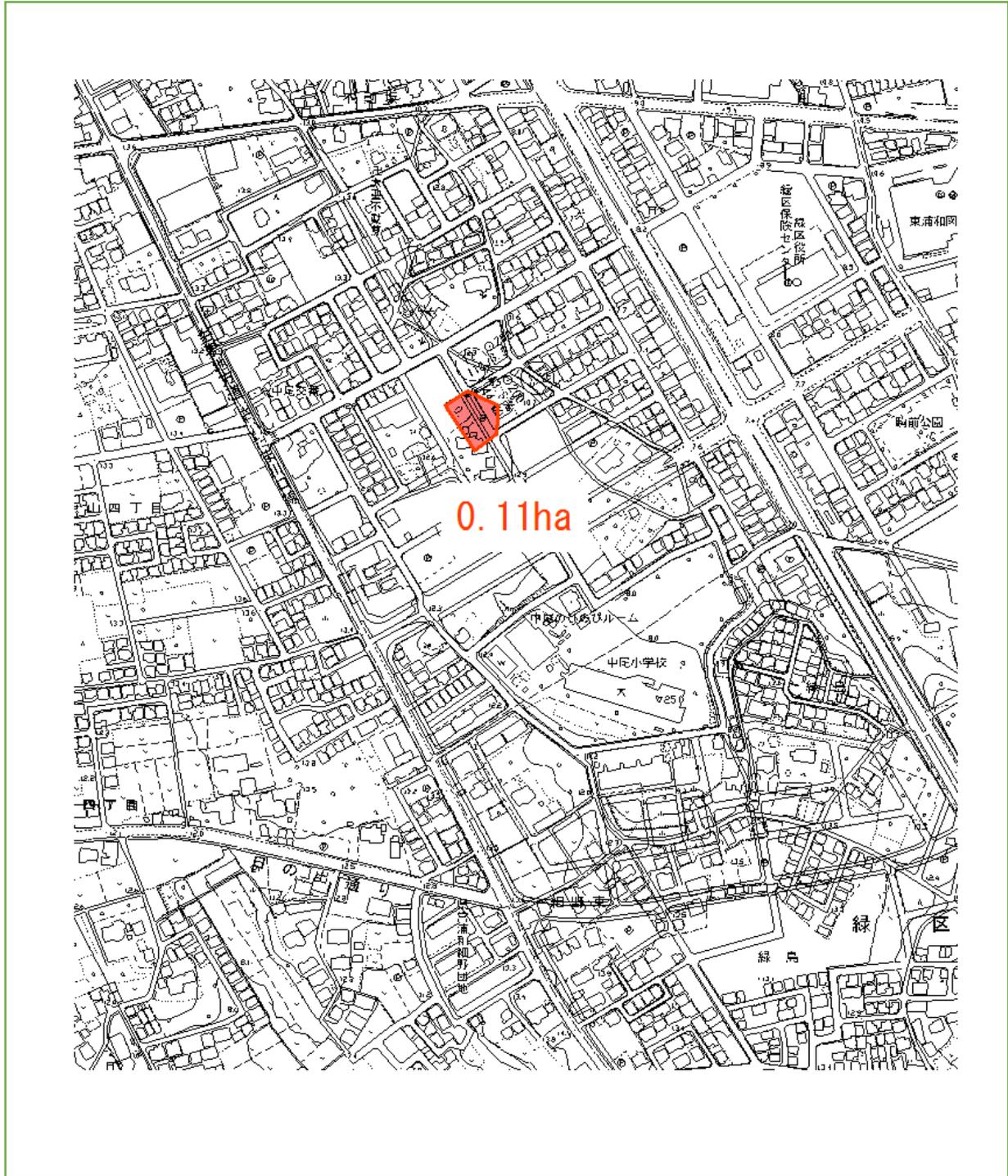
## 区画割平面図



工事名：公共下水道工事（単契南建-R3-502）

処理面積：0.09ha

# 区画割平面図



工事名：公共下水道工事（単契南建-R3-502）

処理面積：0.11ha

**さいたま市告示第475号**

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により次のとおり公示する。

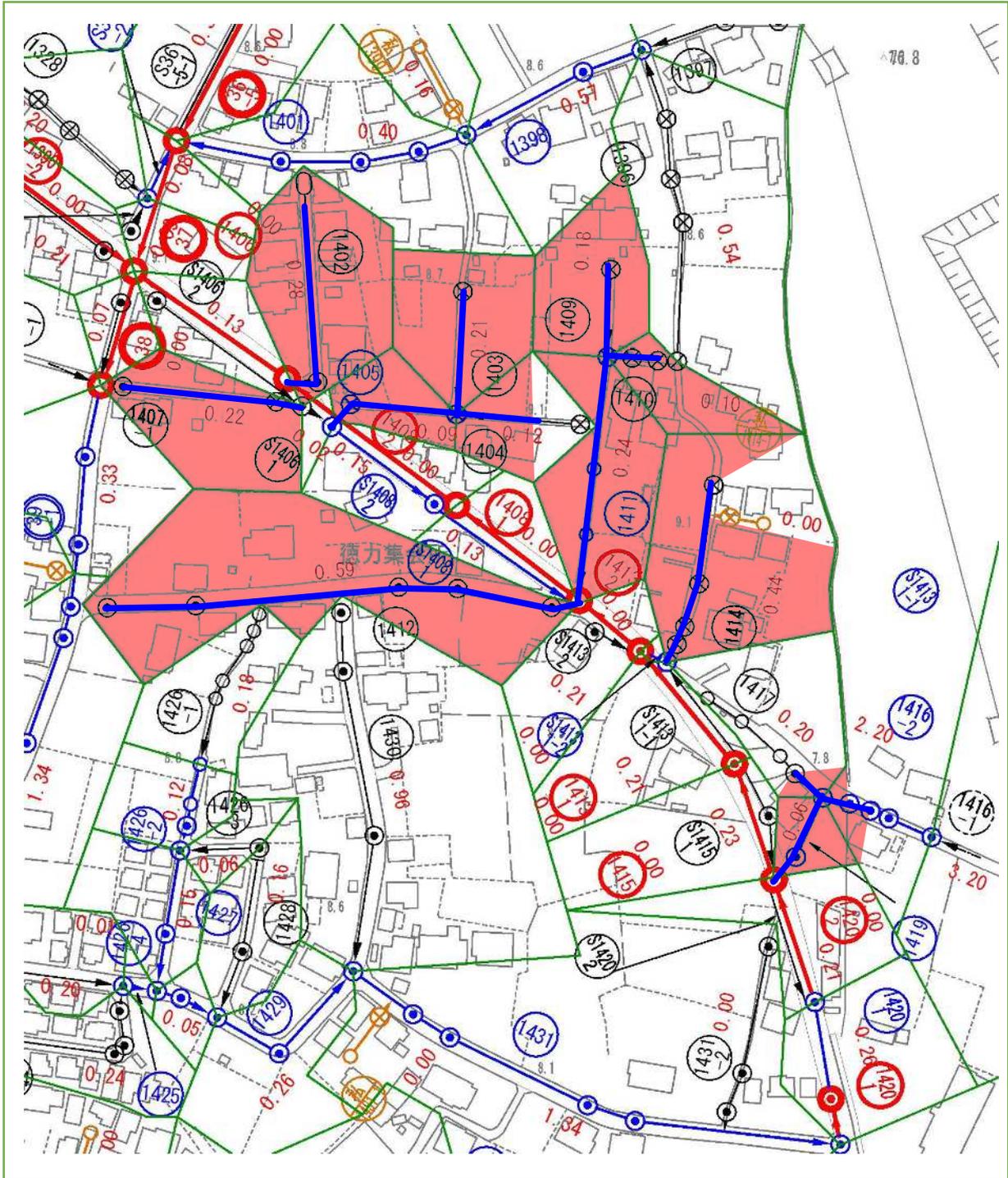
なお、関係図面は本市建設局下水道部下水道総務課において縦覧に供する。

令和4年3月30日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 供用及び下水道の処理を開始する年月日  
令和4年3月31日
- 2 供用及び下水の処理を開始する区域  
岩槻区大字徳力の一部
- 3 公示面積  
2.40ha
- 4 供用を開始する排水施設の位置  
別紙図面のとおり
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式
- 6 接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称  
埼玉県三郷市番匠免3丁目2番2号  
中川流域下水道中川水循環センター

# 区画割平面図



工事名：岩槻第4処理分区下水道工事（北建-R3-1023）

処理面積：2.40ha

## さいたま市告示第476号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和4年3月30日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 浦和駅前市街地改造ビル

所在地 さいたま市浦和区高砂一丁目12番1号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 株式会社三越伊勢丹

代表者 代表取締役 細谷 敏幸

所在地 東京都新宿区新宿3丁目14番1号

外53者

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前：株式会社三越伊勢丹 代表取締役 杉江 俊彦

変更後：株式会社三越伊勢丹 代表取締役 細谷 敏幸

(4) 変更の年月日

令和3年4月1日

(5) 変更する理由

設置者の代表者に変更が生じたため。

### 2 届出年月日

令和4年3月17日

### 3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和4年3月30日から令和4年8月1日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

### 4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048（829）1364

FAX 048（829）1944

(2) 浦和区役所区民生活部地域商工室

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番地4

電話 048（829）6179

FAX 048（829）6235

### 5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

さいたま市告示一覧（令和4年3月16日から同月31日まで）

(1) 意見書の提出期間

令和4年3月30日から令和4年8月1日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944

さいたま市告示第477号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和4年3月30日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 カインズホーム浦和美園店

所在地 さいたま市緑区美園1丁目11番1 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 株式会社カインズ

代 表 者 代表取締役 高家 正行

住 所 埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号

(3) 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名 称：株式会社カインズ

代表者氏名：代表取締役 土屋 裕雅

住 所：埼玉県本庄市東富田88番地2

(変更後) 名 称：株式会社カインズ

代表者氏名：代表取締役 高家 正行

住 所：埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名 称：株式会社カインズ

代表者氏名：代表取締役 土屋 裕雅

住 所：埼玉県本庄市東富田88番地2

(変更後) 名 称：株式会社カインズ

代表者氏名：代表取締役 高家 正行

住 所：埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号

(ウ) 大規模小売店舗の所在地

(変更前) さいたま市都市計画事業浦和東部第二特定土地区画整理事業区域内32街区  
2画地 外

(変更後) さいたま市緑区美園1丁目11番1 外

(4) 変更の年月日

(ア) 平成31年3月1日 変更

(イ) 平成31年3月1日 変更

(ウ) 平成29年9月15日 変更

(5) 変更する理由

さいたま市告示一覧（令和4年3月16日から同月31日まで）

（ア）大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更の為

（イ）大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更の為

（ウ）大規模小売店舗の住所変更の為

2 届出年月日

令和4年3月17日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和4年3月30日から令和4年8月1日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048（829）1364

FAX 048（829）1944

(2) 浦和区役所区民生活部地域商工室

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番地4

電話 048（829）6179

FAX 048（829）6235

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

令和4年3月30日から令和4年8月1日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048（829）1364

FAX 048（829）1944

さいたま市告示第478号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和4年3月30日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 カインズホーム浦和美園店  
所在地 さいたま市緑区美園1丁目11番1 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名 称 株式会社カインズ  
代表者氏名 代表取締役 高家 正行  
住 所 埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号

(3) 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 16,210㎡

(変更後) 17,644㎡

(イ) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

位 置	収容台数
店舗東側平面駐車場	324台
店舗屋上駐車場	499台
計	823台

(変更後)

位 置	収容台数
店舗東側平面駐車場	168台
店舗屋上駐車場	505台
計	673台

(4) 変更する年月日

令和4年11月18日

(5) 変更する理由

(ア)、(イ) 営業計画変更の為

2 届出年月日

令和4年3月17日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和4年3月30日から令和4年8月1日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048（829）1364

FAX 048（829）1944

(2) 浦和区役所区民生活部地域商工室

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048（829）6179

FAX 048（829）6235

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

令和4年3月30日から令和4年8月1日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048（829）1364

FAX 048（829）1944

**さいたま市告示第479号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年3月30日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま都市計画事業東浦和第二土地区画整理事業107街区5-2画地、5-3画地、5-4画地、5-5画地、5-6画地、5-7画地

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市南区大谷口3139-1

株式会社フリード 代表取締役 福山 賢

3 許可番号

令和4年1月26日

第 開 - S 2 0 2 1 0 5 8 号

4 検査済証番号

令和4年3月29日

第 完 - S 2 0 2 1 0 5 8 号

## さいたま市告示第480号

さいたま市納税コールセンター基幹系業務用端末機器賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき告示する。

令和4年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

さいたま市納税コールセンター基幹系業務用端末機器賃貸借

#### (2) 借入場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21

#### (3) 数量・特質等

仕様書のとおり

#### (4) 借入期間

令和4年10月1日から令和9年9月30日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

#### (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）

（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の営業種目「OA機器リース等」で登録されている者であること。

#### (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

#### (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

#### (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

#### (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

#### (6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（JIS Q15001）付与認定又は情報セキュリティマネジメントシステム認定基準JIS Q27001（ISO/IEC 27001）の認定を受けていること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

- (1) 交付場所  
さいたま市ホームページからダウンロードする。  
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/005/p088085.html>
  - (2) 交付期間  
告示の日から令和4年4月11日（月）まで
  - (3) 交付費用  
無償
- 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出
- 本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
- (1) 提出書類  
ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書  
イ 入札説明書に定める書類
  - (2) 受付期間  
公告の日から令和4年4月11日（月）まで（休日を除く午前9時から午後5時まで）
  - (3) 受付場所  
〒330-9588  
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部収納対策課  
電話 048（829）1167
  - (4) 提出方法  
持参または郵送による。  
なお郵送の場合は4(2)で定める受付期間内に受付場所に到達する必要がある。
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
- 確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
- (1) 交付場所  
4(3)に同じ
  - (2) 交付日時  
令和4年4月14日（木）午前9時から午後5時まで
  - (3) その他  
郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。
- 6 入札手続等
- (1) 入札方法  
ア 入札書の提出は送付先への郵送とし、二重封筒を用いる。郵送の際は、必ず一般書留（簡易書留を含む）にて送付すること。内封筒には入札書を封入の上、件名、開札日時及び入札参加者を記載し封緘する。封緘した内封筒を郵送用の外封筒に封入し送付する。外封筒には宛名を「さいたま市役所財政局税務部収納対策課」とし、表面に「入札書在中」と朱書きするとともに、入札参加者の住所、名称（法人にあたっては法人名）を記載しなければならない。

イ 単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の到達期限及び送付先

ア 到達期限

令和4年4月20日（水）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市財政局税務部収納対策課

(3) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所など

ア 日時

令和4年4月22日（金） 午前10時00分

イ 場所

さいたま市役所 6階会議室

ウ 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、開札の立会は原則としてご遠慮いただいております。

(5) 開札結果

落札者について、当該入札参加者に対し、開札日当日の午後5時までに電話または書面により連絡する。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部収納対策課

電話 048（829）1167 FAX 048（829）1962

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

- (1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約条項等は、さいたま市財政局税務部収納対策課及びホームページにおいて閲覧できる。  
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>
- (3) 詳細は、入札説明書による。

**さいたま市告示第481号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市大宮区三橋一丁目493番3、494番1、494番2、495番1、496番3、497番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和3年7月21日

第変-N2020135号

4 検査済証番号

令和4年3月30日

第完-N2020135号

**さいたま市告示第482号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市岩槻区大字尾ヶ崎字谷下618番2、619番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和 3年11月 5日

第開 - N2021113号

4 検査済証番号

令和 4年 3月30日

第完 - N2021113号

**さいたま市告示第483号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市岩槻区大字黒谷字中通1394番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和 3年 9月21日

第開 - N2021090号

4 検査済証番号

令和 4年 3月30日

第完 - N2021090号

**さいたま市告示第484号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市北区東大成町二丁目442番1、442番2、442番6、443番1、  
443番2、444番1、444番2、444番3、444番8、444番9、  
444番10

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区一番町12

富士機材株式会社 執行役員 白井 実鷹

3 許可番号

令和3年6月16日

第開-N2021038号

4 検査済証番号

令和4年3月30日

第完-N2021038号

さいたま市告示一覧（令和4年3月16日から同月31日まで）

**さいたま市告示第485号**

さいたま市下水道事業出納取扱金融機関の指定の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市下水道事業出納取扱金融機関の指定の一部を改正する告示

さいたま市下水道事業出納取扱金融機関の指定（平成17年さいたま市告示第348号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前		
出納取扱金融機関の名称	本店（本所）の所在地	取扱店舗	事務取扱の範囲	出納取扱金融機関の名称	本店（本所）の所在地	取扱開始年月日
株式会社埼玉りそな銀行	[略]	日本国内で業務を営む全ての店舗（代理店を除く。）	さいたま市下水道事業の業務に係る公金の収納及び支払の事務	株式会社埼玉りそな銀行	[略]	平成17年4月1日
株式会社武蔵野銀行				株式会社武蔵野銀行		平成17年4月1日

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市告示一覧（令和4年3月16日から同月31日まで）

**さいたま市告示第486号**

さいたま市下水道事業収納取扱金融機関の指定の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市下水道事業収納取扱金融機関の指定の一部を改正する告示

さいたま市下水道事業収納取扱金融機関の指定（平成17年さいたま市告示第349号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前		
収納取扱金融機関の名称	本店（本所）の所在地	取扱店舗	事務取扱の範囲	収納取扱金融機関の名称	本店（本所）の所在地	取扱年月日
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	日本国内で業務を営むすべての店舗（代理店を除く。）	さいたま市下水道事業の業務に係る公金の収納の事務	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	平成17年4月1日
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号			株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	平成17年4月1日
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号			株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	平成17年4月1日
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町2丁目2番1号			株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町2丁目2番1号	平成17年4月1日
株式会社山形銀行	山形県山形市七日町3丁目1番2号			株式会社山形銀行	山形県山形市七日町3丁目1番2号	平成17年4月1日
株式会社群馬銀行	群馬県前橋市元総社町					

さいたま市告示一覧（令和4年3月16日から同月31日まで）

	194番地		株式会社群馬銀行	群馬県前橋市元 総社町194番地	平成17年4 月1日
株式会社 足利銀行	栃木県宇都 宮市桜4丁 目1番25号		株式会社足利銀行	栃木県宇都宮市 桜4丁目1番25号	平成17年4 月1日
株式会社 常陽銀行	茨城県水戸 市南町2丁 目5番5号	さいたま市 下水道事業 の業務に係 る公金の収 納の事務（ ただし、店 舗窓口での 収納を除 く。）	株式会社第四北 越銀行	新潟県新潟市中 央区東堀前通七 番町1071番地1	平成17年4 月1日
株式会社 きらぼし 銀行	東京都港区 南青山3丁 目10番43 号	さいたま市 下水道事業 の業務に係 る公金の収 納の事務	株式会社八十二 銀行	長野県長野市大 字中御所字岡田 178番地8	平成17年4 月1日
株式会社 第四北越 銀行	新潟県新潟 市中央区東 堀前通七番 町1071番 地1		三菱UFJ信託銀 行株式会社	東京都千代田区 丸の内1丁目4番5 号	平成17年4 月1日
株式会社 八十二銀 行	長野県長野 市大字中御 所字岡田 178番地8		みずほ信託銀行 株式会社	東京都中央区八 重洲1丁目2番1号	平成17年4 月1日
三菱UFJ信 託銀行株 式会社	東京都千代 田区丸の内 1丁目4番5 号	さいたま市 下水道事業 の業務に係 る公金の収 納の事務（ ただし、店			

さいたま市告示一覧（令和4年3月16日から同月31日まで）

		舗窓口での 収納を除 く。)	三井住友信託銀 行株式会社	東京都千代田区 丸の内1丁目4番1 号	平成17年4 月1日
みずほ信 託銀行株 式会社	東京都千代 田区丸の内 1丁目3番3 号	さいたま市 下水道事業 の業務に係 る公金の収 納の事務	株式会社新生銀 行	東京都中央区日 本橋室町2丁目4 番3号	平成17年4 月1日
三井住友 信託銀行 株式会社	東京都千代 田区丸の内 1丁目4番1 号		株式会社きらや か銀行	山形県山形市旅 籠町3丁目2番3号	平成17年4 月1日
株式会社 SMBC信託 銀行	東京都千代 田区丸の内 1丁目3番2 号		株式会社福島銀 行	福島県福島市万 世町2番5号	平成17年4 月1日
株式会社 新生銀行	東京都中央 区日本橋室 町2丁目4番 3号		株式会社東和銀 行	群馬県前橋市本 町2丁目12番6号	平成17年4 月1日
株式会社 きらやか 銀行	山形県山形 市旅籠町3 丁目2番3号		株式会社栃木銀 行	栃木県宇都宮市 西2丁目1番18号	平成17年4 月1日
株式会社 福島銀行	福島県福島 市万世町2 番5号		株式会社東日本銀 行	東京都中央区日 本橋3丁目11番2 号	平成17年4 月1日株日
株式会社 東和銀行	群馬県前橋 市本町2丁 目12番6号		株式会社東京ス	東京都港区赤坂2	平成17年4
株式会社 栃木銀行	栃木県宇都 宮市西2丁 目1番18号				
株式会社 東日本銀	東京都中央 区日本橋3				

さいたま市告示一覧（令和4年3月16日から同月31日まで）

行	丁目11番2号		タ一銀行	丁目3番5号	月1日
株式会社 東京スタ 一銀行	東京都港区 赤坂2丁目3 番5号		株式会社大光銀 行	新潟県長岡市大 手通1丁目5番地6	平成17年4 月1日
株式会社 大光銀行	新潟県長岡 市大手通1 丁目5番地6		埼玉縣信用金庫	埼玉県熊谷市本 町1丁目130番地 1	平成17年4 月1日
埼玉縣信 用金庫	埼玉県熊谷 市本町1丁 目130番地 1		川口信用金庫	埼玉県川口市栄 町3丁目9番3号	平成17年4 月1日
川口信用 金庫	埼玉県川口 市栄町3丁 目9番3号		青木信用金庫	埼玉県川口市 中 青木2丁目13番 21号	平成17年4 月1日
青木信用 金庫	埼玉県川口 市中青木2 丁目13番 21号		東京信用金庫	東京都豊島区東 池袋1丁目12番5 号	平成17年4 月1日
飯能信用 金庫	埼玉県飯能 市栄町24番 地9		城北信用金庫	東京都荒川区荒 川3丁目79番7号	平成17年4 月1日
東京信用 金庫	東京都豊島 区東池袋1 丁目12番5 号		巢鴨信用金庫	東京都豊島区巢 鴨2丁目10番2号	平成17年4 月1日
城北信用 金庫	東京都荒川 区荒川3丁 目79番7号		あすか信用組合	東京都新宿区歌 舞伎町2丁目32番 9号	平成17年4 月1日
巢鴨信用 金庫	東京都豊島 区巢鴨2丁 目10番2号		中央労働金庫	東京都千代田区 神田駿河台2丁目 5番地	平成17年4 月1日
あすか信	東京都新宿				

さいたま市告示一覧（令和4年3月16日から同月31日まで）

用組合	区歌舞伎町 2丁目32番 9号				
中央労働 金庫	東京都千代 田区神田駿 河台2丁目5 番地				
さいたま 農業協同 組合	埼玉県さい たま市見沼 区東大宮4 丁目21番地 1				
南彩農業 協同組合	埼玉県春日 部市南2丁 目4番30号				
株式会社ゆ うちよ銀 行	東京都千代 田区丸の内 2丁目7番2 号	埼玉県、茨 城県、栃木 県、群馬 県、千葉 県、東京 都、神奈川 県及び山梨 県で業務を 行う全ての 店舗。ただ し、左記金 融機関が指 定する振替 払込書及び 自動振込み による取扱 いに関して は、日本国	さいたま市 下水道事業 の業務に係 る公金の収 納の事務（ ただし、下 水道使用 料、下水道 受益者負担 金、水洗便 所貸付金償 還金（自動 払込みのみ の収納に 限る。）		
さいたま農業協同組合	埼玉県さいたま市見沼区東大宮4丁目21番地1				
南彩農業協同組合	埼玉県久喜市菖蒲町新堀473番地				
株式会社ゆうちょ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番2号				
飯能信用金庫	埼玉県飯能市栄町24番地9				
株式会社常陽銀行	茨城県水戸市南町2丁目5番5号				
株式会社SMBC信託銀行	東京都港区西新橋1丁目3番1号				
株式会社きらぼし銀行	東京都港区南青山3丁目10番43号				
さいたま農業協同組合	埼玉県さいたま市見沼区東大宮4丁目21番地1				
南彩農業協同組合	埼玉県久喜市菖蒲町新堀473番地				
株式会社ゆうちょ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番2号				
飯能信用金庫	埼玉県飯能市栄町24番地9				
株式会社常陽銀行	茨城県水戸市南町2丁目5番5号				
株式会社SMBC信託銀行	東京都港区西新橋1丁目3番1号				
株式会社きらぼし銀行	東京都港区南青山3丁目10番43号				

さいたま市告示一覧（令和4年3月16日から同月31日まで）

	内で業務行 う全ての店 舗。	
--	----------------------	--

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

**さいたま市告示第487号**

さいたま市墓地及び納骨堂条例（平成13年さいたま市条例第193号）第13条第1項に規定する管理料及び第21条に規定する使用料の収納事務を次のとおり委託したので地方自治法施行令第158条第2項により告示する。

令和4年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

1 委託した所在地

- (1) 所在 さいたま市緑区大字中野田1030番地
- (2) 名称 青山苑墓地施設等

2 委託先の名称及び所在地

- (1) 名 称 日本美装株式会社
- (2) 所在地 さいたま市浦和区常盤9-14-6

3 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局保健部思い出の里市営霊園事務所管理係
- (2) 電話 048（686）3499

**さいたま市告示第488号**

さいたま市墓地及び納骨堂条例（平成13年さいたま市条例第193号）第13条第1項に規定する管理料及び第21条に規定する使用料の収納事務を次のとおり委託したので地方自治法施行令第158条第2項により告示する。

令和4年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

1 委託した所在地

- (1) 所在 さいたま市見沼区大字大谷600番地
- (2) 名称 思い出の里墓地施設等

2 委託先の名称及び所在地

- (1) 名 称 アシマ株式会社
- (2) 所在地 さいたま市大宮区堀の内町2丁目3番地1

3 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局保健部思い出の里市営霊園事務所管理係
- (2) 電話 048（686）3499

さいたま市告示一覧（令和4年3月16日から同月31日まで）

**さいたま市告示第489号**

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条第1項及び第5項の規定により、埼玉県知事の同意を得て、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を変更したので、同法第6条第6項の規定により別紙のとおり（別紙省略）公告します。

令和4年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

**さいたま市告示第490号**

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図書は、告示の日より15日間、西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区については、さいたま市建設局北部建設事務所土木管理課において、中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区については、さいたま市建設局南部建設事務所土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別冊調書のとおり（別紙省略）
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る変更前の敷地の幅員及びその延長並びに変更後の敷地の幅員及びその延長  
別冊調書のとおり（別紙省略）

**さいたま市告示第491号**

道路の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図書は、告示の日より15日間、西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区については、さいたま市建設局北部建設事務所土木管理課において、中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区については、さいたま市建設局南部建設事務所土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 道路の種類 市道
- 2 供用開始の区間 別冊調書のとおり（別紙省略）
- 3 供用開始の期日 別冊調書のとおり（別紙省略）

**さいたま市告示第492号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項に規定する使用料の徴収及び収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定より告示する。

令和4年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

1 委託施設

さいたま市営北与野駅北口地下駐車場 さいたま市中央区上落合2丁目3番10号

2 受託者

(1) 所在地 さいたま市中央区上落合2丁目3番3号

(2) 名称 与野都市開発株式会社

(3) 代表者 代表取締役 小林 盛遠

3 委託する期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

4 委託した事務

さいたま市営北与野駅北口地下駐車場の使用料の徴収及び収納の事務

5 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所都市局都市計画部自転車まちづくり推進課駐車場係

(2) 電話 048（829）1399

**さいたま市告示第493号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項に規定する使用料の徴収及び収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

1 委託施設

さいたま市宮岩槻駅東口公共駐車場 さいたま市岩槻区本町3丁目2番5号

2 受託者

(1) 所在地 さいたま市岩槻区本町3丁目1番1号

(2) 名称 岩槻都市振興株式会社

(3) 代表者 代表取締役 宮寺 昭彦

3 委託する期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

4 委託した事務

さいたま市宮岩槻駅東口公共駐車場の使用料の徴収及び収納の事務

5 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所都市局都市計画部自転車まちづくり推進課駐車場係

(2) 電話 048（829）1399

さいたま市告示一覧（令和4年3月16日から同月31日まで）

**さいたま市告示第494号**

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の確認をしたので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和4年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の確認をした子ども・子育て支援施設等

特定子ども・子育て支援提供者の名称	特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所		確認の年月日	子ども・子育て支援施設等の種類
	名称	所在地		
社会福祉法人 朋仁会	ブルーエレファント 保育園	緑区 大字大間木 7 8 5	令和3年3月31日	一時預かり事業（在園児以外を対象）
社会福祉法人 フルホープ	浦和いろは保育園	浦和区 常盤 8 - 1 5 - 9	令和3年5月31日	一時預かり事業（在園児以外を対象）
社会福祉法人 悠々会	まーぶる保育園	北区 宮原町 1 - 5 3 3 - 3	令和4年3月31日	一時預かり事業（在園児以外を対象）
社会福祉法人 悠々会	まーぶるゆうゆう保育園	北区 宮原町 4 - 9 4 - 3	令和4年3月31日	一時預かり事業（在園児以外を対象）
社会福祉法人 博光会	あけみ保育園	緑区 美園 2 - 1 6 - 7	令和4年3月31日	一時預かり事業（在園児以外を対象）
学校法人 上宮学園	認定こども園ひなどり幼稚園	桜区 西堀 2 - 6 - 1 8	令和4年3月31日	一時預かり事業（在園児以外を対象）

**さいたま市告示第495号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり

指定医療機関

名 称 ( 氏 名 )	所 在 地	開設者名	指定年月日
チャーミー歯科医院 岩槻	さいたま市岩槻区本町3-1-2 森庄第1ビル2階 203号室	野本 恵子	R04.03.01
きらめき訪問看護リハビリステーション 南浦和事業所	さいたま市南区南浦和3-4-11 福森ビル1階	株式会社メディウエルズ	R04.02.14
ウエルシア訪問薬局さいたま北	さいたま市北区本郷町6-2-9	ウエルシア薬局株式会社	R04.03.01
ブレイブ薬局東大宮店	さいたま市見沼区東大宮5-5-13	株式会社smilink	R04.03.01

**さいたま市告示第496号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定による指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり

指定医療機関

名 称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
医療法人社団 医鳳会 訪問看護ステーション まごころ	所在地変更	さいたま市見沼区風渡野2-6-1-1	さいたま市見沼区風渡野2-1-3	R04.02.11

**さいたま市告示第497号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定による指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり

指定医療機関

名 称	所 在 地	廃止年月日
ひまわりの丘クリニック	さいたま市北区宮原町3-527-1 第2シマ企画ビル3F	R04.03.03
常盤パーク歯科	さいたま市浦和区常盤4-11-2 倉林ビル1F	R04.03.01
クオール薬局 浦和店	さいたま市浦和区高砂1-10-4	R04.03.19
オレンジ薬局	さいたま市緑区東浦和4-27-1	R04.03.17

**さいたま市告示第498号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定に基づき、介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり

指定介護機関（新規）

名 称	所 在 地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
医療法人社団 川田会 川田クリニック	さいたま市南区南本町2-22-2	医療法人社団 川田会	居宅療養管理指導	R03.12.01

**さいたま市告示第499号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定による指定介護機関から再開の届出があったので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり

指定介護機関（再開）

名 称	所 在 地	サービスの種類	再開年月日
ひだまり訪問看護ステーション	さいたま市北区日進町3-136-2 ヴェリス宮原101	訪問看護	R04.03.01
ひだまり訪問看護ステーション	さいたま市北区日進町3-136-2 ヴェリス宮原101	介護予防訪問看護	R04.03.01

さいたま市告示一覧（令和4年3月16日から同月31日まで）

**さいたま市告示第500号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定による指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり

指定介護機関（廃止）

名 称	所 在 地	サービスの種類	廃止年月日
介護付有料老人ホームみんなの家・大宮 つつじヶ丘公園	さいたま市北区吉野町 2-2 1 4-3	特定施設入居者生活介護	R04.02.28
介護付有料老人ホームみんなの家・大宮 つつじヶ丘公園	さいたま市北区吉野町 2-2 1 4-3	介護予防特定施設入居者生活介護	R04.02.28
クオール薬局 浦和店	さいたま市浦和区高砂 1-1 0-4	居宅療養管理指導	R04.03.19
クオール薬局 浦和店	さいたま市浦和区高砂 1-1 0-4	介護予防居宅療養管理指導	R04.03.19

**さいたま市告示第501号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定に基づき、施術者を指定したので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり

指定施術者

氏名	住所	名称	所在地	指定年月日
尾崎 造	-	みんなの森鍼灸整骨院	さいたま市浦和区大東3-1-3 1-A	R04.02.15
尾崎 造	-	みんなの森鍼灸整骨院	さいたま市浦和区大東3-1-3 1-A	R04.02.15

**さいたま市告示第502号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定による指定施術者から廃止の届出があったので生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり

指定施術者

氏名	住所	名称	所在地	廃止年月日
田口 昇	-	田口接骨院	さいたま市岩槻区笹久保690-1	H29.08.09

**さいたま市告示第503号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
さいたま市緑区大字北原字北谷ツ1565番1、1568番3、1568番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
（省略）
- 3 許可番号  
令和3年7月21日  
第 開 - S 2 0 2 1 0 1 9 号
- 4 検査済証番号  
令和4年3月30日  
第 完 - S 2 0 2 1 0 1 9 号

さいたま市告示第504号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により、都市公園の供用開始について、次のとおり告示する。

令和4年3月31日

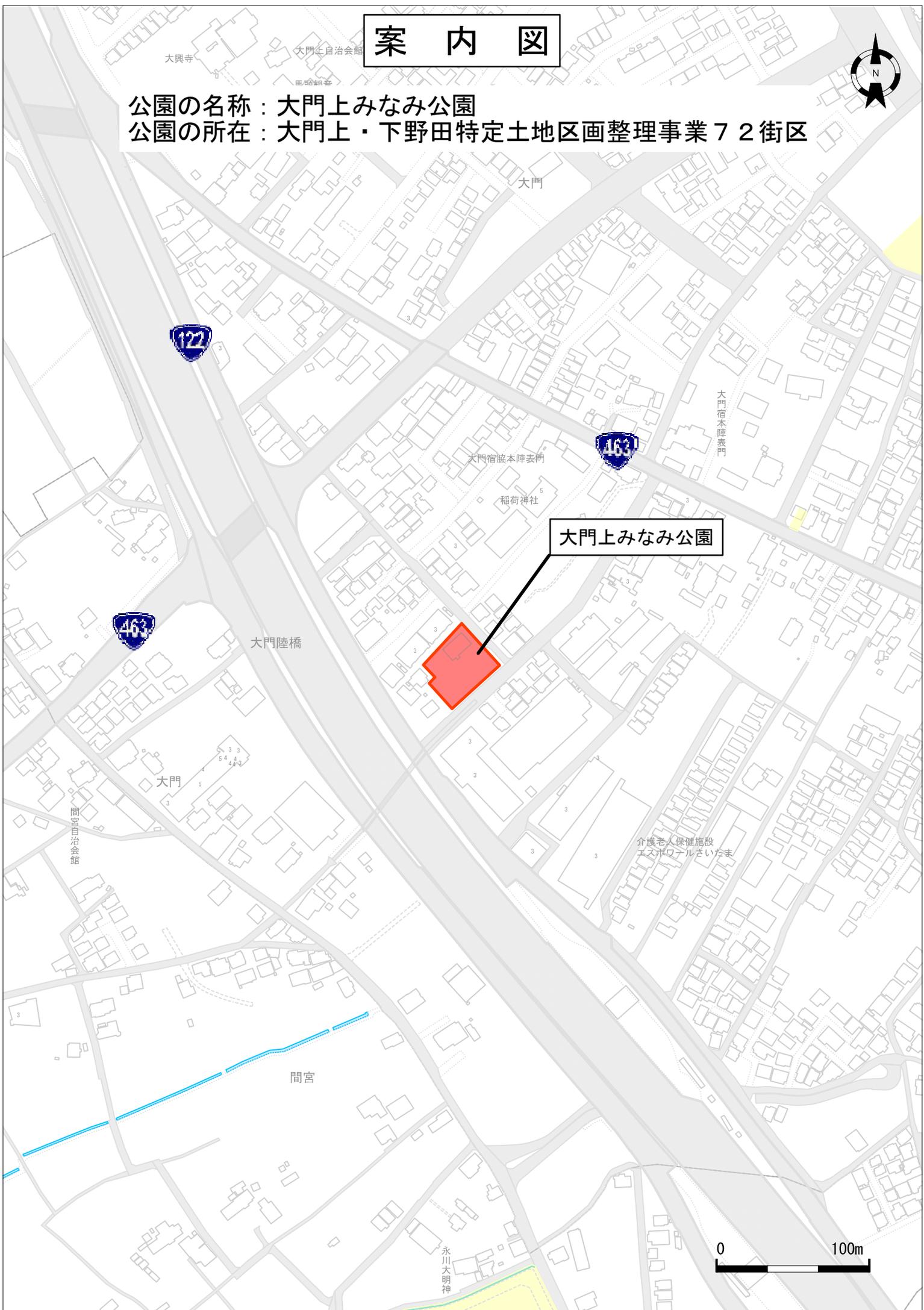
さいたま市長 清水 勇 人

1 供用開始する公園

番号	名称	位置	区域	供用開始の期日
1	大門上みなみ公園	大門上・下野田特定土地 区画整理事業72街区	別添図面 のとおり	令和4年3月31日

# 案内図

公園の名称：大門上みなみ公園  
公園の所在：大門上・下野田特定土地区画整理事業72街区



大門上みなみ公園

0 100m

さいたま市告示一覧（令和4年3月16日から同月31日まで）

**さいたま市告示第505号**

さいたま市指定代理金融機関の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市告示一覧（令和4年3月16日から同月31日まで）

さいたま市指定代理金融機関の一部を改正する告示

さいたま市指定代理金融機関（平成13年さいたま市告示第3号）の一部を次のように改正する。  
 次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前		
指定代理金融機関の名称	本店（本店）の所在地	取扱店舗	取扱事務の範囲	指定代理金融機関の名称	本店（本店）の所在地	取扱年月日
株式会社武蔵野銀行	[略]	日本国内で業務を営む全ての店舗（代理店を除く。）	1 さいたま市の公金の収納事務 2 さいたま市の公金の支払事務（ただし、市が依頼した店舗に限る。）	株式会社武蔵野銀行	[略]	平成13年5月1日

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市告示一覧（令和4年3月16日から同月31日まで）

**さいたま市告示第506号**

さいたま市収納代理金融機関の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市告示一覧（令和4年3月16日から同月31日まで）

さいたま市収納代理金融機関の一部を改正する告示

さいたま市収納代理金融機関（平成13年さいたま市告示第2号）の一部を次のように改正する。  
次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前		
収納代理金融機関の名称	本店（本所）の所在地	取扱店舗	取扱事務の範囲	指定代理金融機関の名称	本店（本所）の所在地	取扱年月日
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	日本国内で業務を営む全ての店舗（代理店を除く。）	さいたま市の公金の収納事務	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	平成13年5月1日
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号			株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	平成13年5月1日
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号			株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	平成13年5月1日
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町2丁目2番1号			株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町2丁目2番1号	平成13年5月1日
PayPay銀行株式会社	東京都新宿区西新宿2丁目1番1号		さいたま市の公金の収納事務（ただし、日本マルチペイメントネットワーク運営機構が運営するマルチペイメントネットワーク	株式会社山形銀行	山形県山形市七日町3丁目1番2号	平成13年5月1日
楽天銀行株式会社	東京都港区港南2丁目16番5号			株式会社群馬銀行	群馬県前橋市元総社町194番地	平成13年5月1日
				株式会社足利銀行	栃木県宇都宮市桜4丁目1番25号	平成13年5月1日

さいたま市告示一覧（令和4年3月16日から同月31日まで）

株式会社 山形銀行	山形県山形市七日町3丁目1番2号
株式会社 群馬銀行	群馬県前橋市元総社町194番地
株式会社 足利銀行	栃木県宇都宮市桜4丁目1番25号
株式会社 常陽銀行	茨城県水戸市南町2丁目5番5号
株式会社 きらぼし銀行	東京都港区南青山3丁目10番43号
株式会社 第四北越銀行	新潟県新潟市中央区東堀前通七番町1071番地1
株式会社 八十二銀行	長野県長野市大字中御所字岡田178番地8
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁

クを利用した公金の収納に限る。)
さいたま市の公金の収納事務
さいたま市の公金の収納事務（ただし、店舗窓口での収納を除く。）
さいたま市の公金の収納事務
さいたま市の公金の収納事務（ただ

株式会社 きらぼし銀行	東京都港区南青山3丁目10番43号	平成13年5月1日
株式会社 第四北越銀行	新潟県新潟市中央区東堀前通七番町1071番地1	平成13年5月1日
株式会社 八十二銀行	長野県長野市岡田178番地8	平成13年5月1日
株式会社 新生銀行	東京都中央区日本橋室町2丁目4番3号	平成13年5月1日
株式会社 きらやか銀行	山形県山形市旅籠町3丁目2番3号	平成13年5月1日
株式会社 福島銀行	福島県福島市万世町2番5号	平成13年5月1日
株式会社 東和銀行	群馬県前橋市本町2丁目12番6号	平成13年5月1日
株式会社 栃木銀行	栃木県宇都宮市西2丁目1番18号	平成13年5月1日
株式会社 東日本銀	東京都中央区日本	平成13年5月1日

さいたま市告示一覧（令和4年3月16日から同月31日まで）

	目4番5号
みずほ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号
株式会社SMBC信託銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番2号
株式会社新生銀行	東京都中央区日本橋室町2丁目4番3号
株式会社きらやか銀行	山形県山形市旅籠町3丁目2番3号
株式会社福島銀行	福島県福島市万世町2番5号
株式会社東和銀行	群馬県前橋市本町2丁目12番6号

し、店舗窓口での収納を除く。）  
さいたま市の公金の収納事務

行	橋3丁目11番2号	
株式会社大光銀行	新潟県長岡市大手通1丁目5番地6	平成13年5月1日
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	平成13年5月1日
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲1丁目2番1号	平成13年5月1日
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号	平成13年5月1日
埼玉縣信用金庫	埼玉県熊谷市本町1丁目130番地1	平成13年5月1日
青木信用金庫	埼玉県川口市中青木2丁目13番21号	平成13年5月1日
城北信用金庫	東京都荒川区荒川3丁目79番7号	平成13年5月1日
川口信用金庫	埼玉県川口市栄町3丁目9	平成13年5月1日

さいたま市告示一覧（令和4年3月16日から同月31日まで）

株式会社 栃木銀行	栃木県宇 都宮市西 2丁目1 番18号
株式会社 東日本銀 行	東京都中 央区日本 橋3丁目 11番2 号
株式会社 東京スタ 一銀行	東京都港 区赤坂2 丁目3番 5号
株式会社 大光銀行	新潟県長 岡市大手 通1丁目 5番地6
埼玉縣信 用金庫	埼玉県熊 谷市本町 1丁目1 30番地 1
川口信用 金庫	埼玉県川 口市栄町 3丁目9 番3号
青木信用 金庫	埼玉県川 口市中青 木2丁目 13番2 1号
飯能信用 金庫	埼玉県飯 能市栄町 24番地 9
東京信用 金庫	東京都豊 島区東池 袋1丁目 12番5 号

	番3号	
東京信用 金庫	東京都豊 島区東池 袋1丁目 12番5 号	平成13年5月1日
巢鴨信用 金庫	東京都豊 島区巢鴨 2丁目1 0番2号	平成13年5月1日
中央労働 金庫	東京都千 代田区神 田駿河台 2丁目5 番地	平成13年5月1日
さいたま 農業協同 組合	埼玉県さ いたま市 見沼区東 大宮4丁 目21番 地1	平成13年5月1日
株式会社 東京スタ 一銀行	東京都港 区赤坂2 丁目3番 5号	平成13年6月11 日
あすか信 用組合	東京都新 宿区歌舞 伎町2丁 目32番 9号	平成14年4月15 日
南彩農業 協同組合	埼玉県久 喜市菖蒲 町新堀4 73番地	平成17年4月1日
株式会社 ゆうちょ 銀行	東京都千 代田区丸 の内2丁 目7番2	平成20年4月1日

さいたま市告示一覧（令和4年3月16日から同月31日まで）

城北信用金庫	東京都荒川区荒川3丁目79番7号		
巣鴨信用金庫	東京都豊島区巣鴨2丁目10番2号		
あすか信用組合	東京都新宿区歌舞伎町2丁目32番9号		
中央労働金庫	東京都千代田区神田駿河台2丁目5番地		
さいたま農業協同組合	埼玉県さいたま市見沼区東大宮4丁目21番地1		
南彩農業協同組合	埼玉県春日部市南2丁目4番30号		
株式会社ゆうちょ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番2号	埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県で業務を行う全ての店舗。ただし、日本マルチペイメントネットワーク運営機構が運営するマルチペイメントネ	さいたま市の公金の収納事務（ただし、市が左記金融機関を納付場所に指定した納入書、納付書、又は払込書を用いて収納する場合、並びに、市が自動払込利用申込書にて指定した科目（

	号	
株式会社SMB C信託銀行	東京都港区西新橋1丁目3番1号西新橋スクエア19F	平成27年11月1日
飯能信用金庫	埼玉県飯能市栄町24番地9	平成23年12月14日
株式会社常陽銀行	茨城県水戸市南町2丁目5番5号	平成25年10月25日
P a y p a y 銀行株式会社	東京都新宿区西新宿2丁目1番1号	平成30年4月1日
楽天銀行株式会社	東京都港区港南2丁目16番5号	平成30年4月1日

さいたま市告示一覧（令和4年3月16日から同月31日まで）

		ットワークを利用して収納する納入書、納付書又は払込書を用いて収納する場合にあっては、日本国内で業務を行う全ての店舗	放課後児童クラブ指導料、心身障害者扶養共済、母子父子寡婦福祉資金貸付金を除く。）の自動払込みによる収納に限る。）
--	--	---	--

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

**さいたま市告示第507号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づく収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

1 受託者

- (1) 所在地 さいたま市浦和区仲町1-12-1
- (2) 名称 日本環境マネジメント株式会社
- (3) 代表者 代表取締役 片山安茂

2 委託業務

- ・うらわ美術館観覧料及び図録等物品売払に係る収納事務

3 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市教育委員会事務局生涯学習部うらわ美術館管理係
- (2) 電話 048(827)3215

**さいたま市告示第508号**

さいたま市開発行為の手続に関する条例（平成20年12月24日条例第54号）第20条の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年3月31日

さいたま市長 清水 勇人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
さいたま市浦和区大字三崎397番1
- 2 開発承認を受けた者の住所及び氏名  
さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号  
さいたま市長 清水 勇人
- 3 承認番号  
令和4年3月25日  
第 変 - S 2 0 2 0 J 0 0 1 号
- 4 検査完了証番号  
令和4年3月30日  
第 完 - S 2 0 2 0 J 0 0 1 号

**さいたま市告示第509号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項に規定する歳入金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

1 委託施設

- ・ 岩槻自転車保管所 さいたま市岩槻区岩槻5188番地

2 受託者

- (1) 住所 さいたま市浦和区仲町1丁目12番4号アクアルミネール1F
- (2) 名称 株式会社さいたま管理システム
- (3) 代表者 代表取締役 長田 輝夫

3 委託する期間

- ・ 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

4 指定した事務

- ・ 放置自転車撤去手数料の収納の事務

5 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所
- (2) 電話 048（652）8812

さいたま市告示第510号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項に規定する歳入金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

1 委託施設

- ・ 吉野原自転車保管所 さいたま市北区今羽町140番地2

2 受託者

- (1) 住所 さいたま市大宮区土手町1丁目213番地1
- (2) 名称 公益社団法人さいたま市シルバー人材センター
- (3) 代表者 理事長 佐伯 鋼兵

3 委託する期間

- ・ 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

4 指定した事務

- ・ 放置自転車撤去手数料の収納の事務

5 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所
- (2) 電話 048（652）8812

さいたま市告示第511号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項に規定する歳入金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

1 委託施設

- ・ 新開自転車保管所 さいたま市桜区新開4丁目2番21号

2 受託者

- (1) 住所 さいたま市大宮区土手町1丁目213番地1
- (2) 名称 公益社団法人さいたま市シルバー人材センター
- (3) 代表者 理事長 佐伯 鋼兵

3 委託する期間

- ・ 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

4 指定した事務

- ・ 放置自転車撤去手数料の収納の事務

5 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所
- (2) 電話 048（652）8812

さいたま市告示第512号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項に規定する歳入金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

1 委託施設

- ・ 大戸自転車保管所 さいたま市中央区大戸1丁目40番3号

2 受託者

- (1) 住所 さいたま市桜区田島9丁目31番1号
- (2) 名称 株式会社埼玉プロテック
- (3) 代表者 代表取締役 長谷川 浩一

3 委託する期間

- ・ 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

4 指定した事務

- ・ 放置自転車撤去手数料の収納の事務

5 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所
- (2) 電話 048（652）8812

さいたま市告示一覧（令和4年3月16日から同月31日まで）

**さいたま市告示第513号**

さいたま市浴場利用事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市浴場利用事業実施要綱の一部を改正する告示

さいたま市浴場利用事業実施要綱（平成13年さいたま市告示第23号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第2条 この事業の対象者は、<u>市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による本市の住民基本台帳に記録されている者であつて、65歳以上の単身高齢者及び高齢者のみの世帯に属する者とする。</u></p> <p>(申請)</p> <p>第4条 [略]</p>	<p>(対象者)</p> <p>第2条 この事業の対象者は、<u>市内に居住する65歳以上の単身高齢者及び高齢者のみの世帯に属する者とする。</u></p> <p>(申請)</p> <p>第4条 [略]</p> <p><u>2 前項の規定による申請をするときは、住所、氏名、生年月日及び第2条の要件が証明できるものを提示しなければならない。</u></p>

様式第1号を次のように改める。

様式第 1 号(第 4 条関係)

浴場利用事業利用券交付申請書

申請年月日 年 月 日

(宛先)さいたま市長

申請者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_ 利用者との続柄( )

次のとおり、さいたま市浴場利用事業利用券の交付を申請します。

利用者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

生年月日 年 月 日生

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市告示一覧（令和4年3月16日から同月31日まで）

**さいたま市告示第514号**

さいたま市重度要介護高齢者等寝具乾燥事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市重度要介護高齢者等寝具乾燥事業実施要綱の一部を改正する告示

さいたま市重度要介護高齢者等寝具乾燥事業実施要綱（平成13年さいたま市告示第26号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第2条 事業の対象者は、次に掲げる者で、家族等が寝具乾燥を行うことが困難なものとする。</p> <p>(1) 市内に居住する65歳以上の者であって、次の要件のいずれにも該当するもの ア～エ [略]</p> <p>オ <u>介護保険施設（介護保険法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは地域密着型介護老人福祉施設（同条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう。）又は介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設をいう。）に入所し、又は入院していないこと。</u></p> <p>カ <u>病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。次号において同じ。）又は診療所（同条第2項に規定する診療所をいう。次号において同じ。）に入院していないこと。</u></p> <p>(2) 市内に居住し、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の者で、その障害の程度が1級又は2級に該当し、<u>常時臥床の状態又はこれに準じる状態にあるものであって、次の要件のいずれにも該当するもの</u></p> <p>ア <u>前号オに規定する施設又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第17条第2号並びに第26条の2第1号及び第2号に規定する施設に入所し、</u></p>	<p>(対象者)</p> <p>第2条 事業の対象者は、次に掲げる者で、家族等が寝具乾燥を行うことが困難なものとする。</p> <p>(1) 市内に居住する65歳以上の者であって、次の要件のいずれにも該当するもの ア～エ [略]</p> <p>オ <u>介護保険施設に入所若しくは入院又は病院に入院していないこと。</u></p> <p>(2) 市内に居住し、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の者で、その障害の程度が1級又は2級に該当し、<u>常時臥床の状態又はこれに準じる状態にあるもの</u></p>

又は入院していないこと。

イ 病院又は診療所に入院していないこと。

(申請及び決定)

第4条 第2条第1号に掲げる者は、事業を利用しようとするときは、さいたま市高齢者福祉電話設置運営要綱（平成13年さいたま市告示第27号）に定める高齢者福祉総合申請書に介護保険料の納入を証する書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 第2条第2号に掲げる者は、事業を利用しようとするときは、さいたま市障害者訪問理容サービス事業実施要綱（平成15年4月1日制定）に規定する障害者福祉総合申請書により市長に申請しなければならない。

3 市長は、前2項の規定による申請があったときは、速やかにその利用資格の有無を審査の上実施の可否を決定し、重度要介護高齢者等寝具乾燥消毒事業実施可否決定通知書（別記様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

(申請及び決定)

第4条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、さいたま市高齢者福祉電話設置運営要綱（平成13年さいたま市告示第27号）に定める高齢者福祉総合申請書に介護保険料の納入を証する書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその利用資格の有無を審査の上実施の可否を決定し、重度要介護高齢者等寝具乾燥消毒事業実施可否決定通知書（別記様式）により申請者に通知するものとする。

## 附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市告示一覧（令和4年3月16日から同月31日まで）

**さいたま市告示第515号**

さいたま市高齢者福祉電話設置運営要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市高齢者福祉電話設置運営要綱の一部を改正する告示

さいたま市高齢者福祉電話設置運営要綱（平成13年さいたま市告示第27号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（目的）</p> <p>第1条 この告示は、ひとり暮らしの高齢者に対し高齢者福祉電話（以下「福祉電話」という。）を設置することにより、福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>（対象者）</p> <p>第2条 この事業の対象者は、市内に居住する65歳以上のひとり暮らしの高齢者で次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) <u>さいたま市ひとり暮らし高齢者等あんしんコールセンター相談事業実施要綱（平成17年さいたま市告示第298号）による事業を新たに利用しようとする者のうち、固定電話回線を保有していない者であって、次のアからウまでのいずれかに該当するもの</u> ア～ウ [略]</p> <p>(2) <u>さいたま市ひとり暮らし高齢者安否確認等事業実施要綱（平成16年4月1日制定）による事業を新たに利用しようとする者のうち、電話回線を保有していない者であって、前号アからウまでのいずれかに該当するもの</u></p> <p>（電話の返還）</p> <p>第7条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、福祉電話を返還させるものとする。</p> <p>(1) <u>第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。</u></p> <p>(2) [略]</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この告示は、ひとり暮らしの高齢者に対し高齢者福祉電話（以下「福祉電話」という。）を設置することにより、<u>その孤独感を和らげるとともに</u>、福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>（対象者）</p> <p>第2条 この事業の対象者は、市内に居住する65歳以上のひとり暮らしの高齢者で次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) <u>継続的に安否の確認を必要とする者で、次に掲げるアからウまでのいずれかに該当するもの</u></p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、市長が必要と認め</u> <u>た者</u></p> <p>（電話の返還）</p> <p>第7条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、福祉電話を返還させるものとする。</p> <p>(1) <u>第2条第1号に該当しなくなったとき。</u></p> <p>(2) [略]</p>

別記様式を次のとおり改める。





## 別紙

## 緊急通報機器設置申請連絡票

慢性疾患又は 重度障害の内容	
かかりつけ医	病院名
	病名（既往歴）
救急車での搬送歴	
直近1年以内の 入院歴	
日常生活を送る上で 不安・心配なこと	
介護保険サービス 利用状況	
緊急連絡先・ 協力員1	氏名 住所 電話番号 続柄
緊急連絡先・ 協力員2	氏名 住所 電話番号 続柄
自宅の合鍵の所在	<input type="checkbox"/> 合鍵預託者あり 氏名 電話番号 続柄 <input type="checkbox"/> キーボックス使用 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 情報提供はしない
月2回の安否確認	<input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要
固定電話回線の 有無	<input type="checkbox"/> 有→ <input type="checkbox"/> NTTアナログ回線 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※NTTアナログ回線以外では、利用できない場合があります。 <input type="checkbox"/> 無→次のいずれかに該当するときは、市から福祉電話を貸与します。該 当するものに☑をしてください。 <input type="checkbox"/> 生活保護 <input type="checkbox"/> 中国残留邦人支援給付 <input type="checkbox"/> 市県民税非課税
備考	

※

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この告示による改正後のさいたま市高齢者福祉電話設置運営要綱第2条及び第7条の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る高齢者福祉電話の設置について適用し、同日前の申請に係る高齢者福祉電話の設置については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際現にこの告示による改正前のさいたま市高齢者福祉電話設置運営要綱の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

さいたま市告示一覧（令和4年3月16日から同月31日まで）

**さいたま市告示第516号**

さいたま市生活支援ショートステイ事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市生活支援ショートステイ事業実施要綱の一部を改正する告示

さいたま市生活支援ショートステイ事業実施要綱（平成13年さいたま市告示第34号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(利用の申込)</p> <p>第5条 事業の利用を希望する者は、<u>生活支援ショートステイ利用申請書（様式第1号）</u>により市長に申請しなければならない。</p>	<p>(利用の申込)</p> <p>第5条 事業の利用を希望する者は、<u>さいたま市高齢者福祉電話設置運営要綱（平成13年さいたま市告示第27号）</u>に規定する<u>高齢者福祉総合申請書</u>により市長に申請しなければならない。</p>
<p>(利用の決定)</p> <p>第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容の審査を行い、利用の可否を決定し、その旨を生活支援ショートステイ利用可否決定通知書（<u>様式第2号</u>）により当該申請者に通知するものとする。</p>	<p>(利用の決定)</p> <p>第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容の審査を行い、利用の可否を決定し、その旨を生活支援ショートステイ利用可否決定通知書（<u>様式第1号</u>）により当該申請者に通知するものとする。</p>
<p>(利用の停止等)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 市長は、前項の規定に基づく決定をしたときは、生活支援ショートステイ利用停止（取消）通知書（<u>様式第3号</u>）により当該利用者に通知するものとする。</p>	<p>(利用の停止等)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 市長は、前項の規定に基づく決定をしたときは、生活支援ショートステイ利用停止（取消）通知書（<u>様式第2号</u>）により当該利用者に通知するものとする。</p>
<p><u>様式第2号</u>（第6条関係）</p> <p>[略]</p>	<p><u>様式第1号</u>（第6条関係）</p> <p>[略]</p>
<p><u>様式第3号</u>（第8条関係）</p> <p>[略]</p>	<p><u>様式第2号</u>（第8条関係）</p> <p>[略]</p>

附則の次に次の1様式を加える。

様式第1号（第5条関係）

生活支援ショートステイ利用申請書

（宛先）さいたま市長

申請内容の審査及び利用決定を受けた場合の事業利用の継続可否の審査のため、さいたま市が必要な調査を行うことに同意したうえで、次のとおり申請します。

			年 月 日	
申請者 (本人)	ふりがな		生年 月日	年 月 日
	氏 名			
	住 所	さいたま市 区		
	現在地	<input type="checkbox"/> 住所と同じ		
	電話番号		要介護等 認定状況	<input type="checkbox"/> 認定無 <input type="checkbox"/> 要支援 ( ) <input type="checkbox"/> 要介護 ( )
申請理由				
利用希望施設	養護老人 ホーム	施設名称		
	特養又は 老健	施設名称		
利用開始希望日				
通知等送付先		<input type="checkbox"/> 住所と同じ <input type="checkbox"/> 現在地と同じ <input type="checkbox"/> その他 ( )		

（代理人による申請の場合は以下も記入してください。）

申請内容の審査及び利用決定を受けた場合の事業利用の継続可否の審査のため、さいたま市が必要な調査を行うことについて、本人の同意を得たので、又は法定代理人として同意したうえで、申請します。

手続代理人	ふりがな	
	氏 名	
	住 所 (所在地)	
	電話番号	
	本人との 関係	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> その他 ( )

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前のさいたま市生活支援ショートステイ事業実施要綱第5条の規定により作成されているさいたま市高齢者福祉電話設置運営要綱（平成13年さいたま市告示第27号）別記様式については、当分の間、使用することができる。
- 3 この告示の施行の際現にこの告示による改正前のさいたま市生活支援ショートステイ事業実施要綱様式第1号及び様式第2号の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

さいたま市告示一覧（令和4年3月16日から同月31日まで）

**さいたま市告示第517号**

さいたま市ひとり暮らし高齢者等あんしんコールセンター相談事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市ひとり暮らし高齢者等あんしんコールセンター相談事業実施要綱の  
一部を改正する告示

さいたま市ひとり暮らし高齢者等あんしんコールセンター相談事業実施要綱（平成  
17年さいたま市告示第298号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、  
改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当  
該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（利用対象者） 第3条 事業を利用することができる者（以下「利 用対象者」という。）は、市内に<u>居住し、かつ、</u> <u>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）によ</u> <u>る本市の住民基本台帳に記録されている者</u>で、次 に掲げるものとする。 (1)～(3) [略]</p> <p>（費用の負担） 第11条 機器の設置費等は市が負担し、<u>通話料金</u> <u>及び利用者の都合により機器等</u>を移設する場合の 再設置費等は、利用者が負担するものとする。</p>	<p>（利用対象者） 第3条 事業を利用することができる者（以下「利 用対象者」という。）は、市内に<u>居住している者</u> で、次に掲げるものとする。 (1)～(3) [略]</p> <p>（費用の負担） 第11条 機器の設置費等は市が負担し、<u>基本料金</u> <u>及び通話料金並びに利用者の都合により機器等</u>を 移設する場合の再設置費等は、利用者が負担する ものとする。</p>

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市告示一覧（令和4年3月16日から同月31日まで）

**さいたま市告示第518号**

さいたま市重度要介護高齢者訪問理・美容サービス事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市重度要介護高齢者訪問理・美容サービス事業実施要綱の一部を改正する告示

さいたま市重度要介護高齢者訪問理・美容サービス事業実施要綱（平成17年さいたま市告示第299号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前										
<p>(対象者)</p> <p>第2条 <u>さいたま市重度要介護高齢者訪問理・美容サービス事業（以下「事業」という。）の対象者は、市内に居住する65歳以上の者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。</u></p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>介護保険施設（介護保険法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは地域密着型介護老人福祉施設（同条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう。）又は介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設をいう。）に入所し、又は入院していないこと。</u></p> <p>(6) <u>医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所に入院していないこと。</u></p> <p>様式第2号（第9条、第13条関係） 訪問理・美容業務事業者登録（新規・更新）申請書 [略] (宛先) <u>さいたま市長</u> [略]</p>	<p>(対象者)</p> <p>第2条 <u>さいたま市重度要介護高齢者訪問理・美容サービス事業（以下「事業」という。）の対象者は、市内に居住する65歳以上の者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。</u></p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>介護保険施設に入所若しくは入院又は病院等</u> <u>に入院していないこと。</u></p> <p>様式第2号（第9条、第13条関係） 訪問理・美容業務事業者登録（新規・更新）申請書 [略] (<u>あて先</u>) <u>さいたま市長</u> [略]</p>										
<p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 85%;">1 免許証の写し</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 出張理容届又は出張美容届の写し</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">↓</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※ 新規登録の方は1及び2のいずれ</td> </tr> </table>		1 免許証の写し		2 出張理容届又は出張美容届の写し		↓		※ 新規登録の方は1及び2のいずれ	<p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 85%;">免許証等の写し</td> </tr> </table>		免許証等の写し
	1 免許証の写し										
	2 出張理容届又は出張美容届の写し										
	↓										
	※ 新規登録の方は1及び2のいずれ										
	免許証等の写し										
<p>添付書類</p>	<p>添付書類</p>										

れも添付が必要です。  
※ 更新の方は不要です。

[略]

様式第3号（第10条関係）

訪問理・美容業務事業者登録決定・却下通知書  
[略]

次のとおり訪問理・美容業務事業者登録について  
決定したので通知します。

[略]

様式第5号（第12条関係）

訪問理・美容業務事業者登録事項変更・追加届出書  
[略]

(宛先) さいたま市長

[略]

登録者住所 (所在地)	[略]
登録者氏名 (名称)	[略]

[略]

その他

※ 登録者住所又は氏名を変更・追加する場合は1及び2のいずれも添付  
1 免許証の写し  
2 出張理容届又は出張美容届の写し

※ 更新の方は不要です

[略]

様式第3号（第10条関係）

訪問理・美容業務事業者登録決定・却下通知書  
[略]

次のとおり決定したので通知します。

[略]

様式第5号（第12条関係）

訪問理・美容業務事業者登録事項変更・追加届出書  
[略]

(あて先) さいたま市長

[略]

住所	[略]
氏名	[略]

[略]

その他

※ 新規追加登録の場合免許証添付

## 附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市告示一覧（令和4年3月16日から同月31日まで）

**さいたま市告示第519号**

さいたま市軽・中等度難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市軽・中等度難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱の一部を改正する  
告示

さいたま市軽・中等度難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱（平成25年さいたま市告示第439号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(申請) 第5条 [略] <u>2 前項の規定にかかわらず、第3条第4項の費用の助成のみを申請しようとする対象児童の保護者（次条第1項の規定により補聴器の助成の決定を受けたことがある者に限る。）は、申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。</u> <u>(1) 補聴器業者が作成した見積書</u> <u>(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</u>	(申請) 第5条 [略]

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市告示一覧（令和4年3月16日から同月31日まで）

**さいたま市告示第520号**

さいたま市福祉タクシー利用料金助成事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市福祉タクシー利用料金助成事業実施要綱の一部を改正する告示

さいたま市福祉タクシー利用料金助成事業実施要綱（平成13年さいたま市告示第48号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>(障害の程度の変更)</u>	
<u>第12条 登録者の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害の程度に変更があつたため、第5条第2項又は第3項に規定する助成の回数の上限に変更が生じる場合には、当該障害の程度の変更があつた日の属する年度の翌年度から助成の回数の上限を変更するものとする。</u>	
第13条 [略]	第12条 [略]
第14条 [略]	第13条 [略]
第15条 [略]	第14条 [略]
第16条 [略]	第15条 [略]
様式第5号（第13条関係） 福祉タクシー利用資格喪失届 [略] [略]	様式第5号（第12条関係） 福祉タクシー利用資格喪失届 [略] [略]
※	
様式第6号（第13条関係）	様式第6号（第12条関係）

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市告示一覧（令和4年3月16日から同月31日まで）

**さいたま市告示第521号**

さいたま市在宅知的障害児（者）レスパイトサービス事業実施要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和4年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市在宅知的障害児（者）レスパイトサービス事業実施要綱を廃止する  
告示

さいたま市在宅知的障害児（者）レスパイトサービス事業実施要綱（平成13年さいたま市告示第61号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市告示一覧（令和4年3月16日から同月31日まで）

**さいたま市告示第522号**

さいたま市療育手帳制度要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市療育手帳制度要綱の一部を改正する告示

さいたま市療育手帳制度要綱（平成15年さいたま市告示第260号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
様式第1号（第4条、第9条、第10条、第11条関係）	様式第1号（第4条、第9条、第10条、第11条関係）
療育手帳申請届出書	療育手帳申請届出書
[略]	[略]
[略]	[略]
本人氏名・住所等	本人氏名・住所等
[略]	[略]
電話番号	電話番号
<u>個人番号</u>	
[略]	[略]

様式第4号を次のように改める。

様式第4号 (第5条関係)

(第1面)

療 育 手 帳	
写 真 脱帽・上半身 縦4cm×横3cm	
さいたま市	さいた ま市印

(第2面)

本 人 の 欄	
	福祉事務所長印
現住所	
変更日 年 月 日	
現住所	
変更日 年 月 日	
現住所	
変更日 年 月 日	

(第3面)

判 定 記 録
合 併 障 害

(第4面)

保 護 者 の 欄	
	福祉事務所長印
氏名	
続柄	
現住所	
変更日 年 月 日	
氏名	
続柄	
現住所	
変更日 年 月 日	

(第5面)

備 考

(第6面)

備 考

(第7面)

療育相談の記録

保護者の記録

(第8面)

### 注 意 事 項

- 1 この手帳は、なくさないように大切にお持ちください。
- 2 相談所や病院、福祉事務所などへ相談や治療などに行かれるときは、必ずお持ちになり、その記録をしてもらってください。
- 3 手帳の中に書かれている本人又は保護者の住所、氏名に変更があったときは、すぐに福祉事務所へ届けてください。
- 4 保護者の記録欄には、本人の健康・生活の面での気づきになった点を書きとめておいてください。
- 5 この手帳の総合判定の「A」「B」「C」の記号は、障害の程度を示すもので、「A」は重度、「B」は中度、「C」は軽度を意味します。  
なお㊦は「A」のうちで最重度の障害程度をさします。
- 6 電車、バス、飛行機などの交通機関を割引運賃で使うときは、切符を買うときにこの手帳を提示するとともに、乗車中も必ずこの手帳をお持ちください。
- 7 手帳が使えなくなる場合がありますので判定記録欄に記載された「次回判定年月」までに児童相談所又は知的障害者更生相談所の判定を受けてください。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市告示一覧（令和4年3月16日から同月31日まで）

**さいたま市告示第523号**

さいたま市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

さいたま市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成13年さいたま市告示第78号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（用語の定義）</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 雨水貯留施設 屋根等に降った雨水を貯留し、雨水を水資源として活用するための施設をいう。</u></p> <p><u>(6) [略]</u></p> <p><u>(7) [略]</u></p> <p style="text-align: center;">（補助金額）</p> <p>第4条 補助金の額は、次に掲げる費用に相当する額の範囲内とし、別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を限度とする。</p> <p><u>(1) 転換による既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の処分に要する費用</u></p> <p><u>(2) 転換により使用を廃止する既存単独処理浄化槽について洗浄、消毒等の公衆衛生上必要な措置を講じて雨水貯留施設に再利用することに要する費用</u></p> <p><u>(3) 配管工事に要する費用</u></p> <p><u>(4) 浄化槽の設置に要する費用</u></p> <p style="text-align: center;">（補助金交付申請）</p> <p>第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ浄化槽設置整備事業補助金交付申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(10) [略]</p>	<p style="text-align: center;">（用語の定義）</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p style="text-align: center;">（補助金額）</p> <p>第4条 補助金の額は、<u>転換による既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の処分に要する費用、配管工事に要する費用及び浄化槽の設置に要する費用</u>に相当する額の範囲内とし、別表の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定める額を限度とする。</p> <p style="text-align: center;">（補助金交付申請）</p> <p>第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ浄化槽設置整備事業補助金交付申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(10) [略]</p>

(11) 前条各号に掲げる費用の内訳が明記された工事見積書の写し

(12)～(13) [略]

2 [略]

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助事業が完了した日から30日を経過した日（前条第1項の規定により、補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認に係る通知を受けた日から30日を経過した日）又は補助事業の完了の日の属する年度の2月末日（その日が休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日）のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添付して浄化槽設置整備事業実績報告書（様式第5号）（以下「実績報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 第4条各号に掲げる費用の内訳が記載された工事代金の領収書の写し

(5) [略]

(6) 転換により既存単独処理浄化槽の使用を廃止した者は、法第11条の3の規定による浄化槽使用廃止届出書の写し

(7) [略]

別表（第4条関係）

補 助 金 額	
区 分	限 度 額
既存単独処理浄化槽若しくはくみ取り便槽の処分又は雨水貯留施設に再利用するために要する費用	[略]
[略]	

(11) 転換による既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の処分に要する費用、配管工事に要する費用及び浄化槽の設置に要する費用の内訳が明記された工事見積書の写し

(12)～(13) [略]

2 [略]

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助事業が完了した日から30日を経過した日（前条第1項の規定により、補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認に係る通知を受けた日から30日を経過した日）又は補助事業の完了の日の属する年度の2月末日（その日が休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日）のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添付して浄化槽設置整備事業実績報告書（様式第5号）（以下「実績報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 転換による既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の処分に要する費用、配管工事に要する費用及び浄化槽の設置に要する費用の内訳が記載された工事代金の領収書の写し

(5) [略]

(6) 転換により既存単独処理浄化槽を処分した者は、法第11条の2の規定による浄化槽使用廃止届出書の写し

(7) [略]

別表（第4条関係）

補 助 金 額	
区 分	限 度 額
既存単独処理浄化槽及びくみ取り便槽の処分に要する費用	[略]
[略]	

## 附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市告示一覧（令和4年3月16日から同月31日まで）

**さいたま市告示第524号**

さいたま市地域防犯カメラ設置助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市地域防犯カメラ設置助成金交付要綱の一部を改正する告示

さいたま市地域防犯カメラ設置助成金交付要綱（平成29年さいたま市告示第519号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																				
<p>（助成金の額）</p> <p>第6条 助成金の額は、助成対象経費の合計額に4分の3を乗じて得た額を超えない額とし、地域防犯カメラ1台につき<u>25万円</u>を限度とする。ただし、助成金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>様式第1号（第7条関係）</p> <p>さいたま市地域防犯カメラ設置助成金交付申請書 [略]</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <p>[略]</p> <p>2 交付申請額の算定</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支 出 合 計</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>助成限度額 1台につき <u>250,000円</u></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>様式第4号（第9条関係）</p> <p>さいたま市地域防犯カメラ設置事業変更（廃止）承認申請書</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <p>[略]</p> <p>様式第6号（第11条関係）</p>	[略]		支 出 合 計	[略]	[略]		助成限度額 1台につき <u>250,000円</u>	[略]	[略]		<p>（助成金の額）</p> <p>第6条 助成金の額は、助成対象経費の合計額に4分の3を乗じて得た額を超えない額とし、地域防犯カメラ1台につき<u>20万円</u>を限度とする。ただし、助成金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>様式第1号（第7条関係）</p> <p>さいたま市地域防犯カメラ設置助成金交付申請書 [略]</p> <p style="text-align: right;">電話番号 <u>注</u></p> <p>[略]</p> <p>2 交付申請額の算定</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支 出 合 計</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>助成限度額 1台につき <u>200,000円</u></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>様式第4号（第9条関係）</p> <p>さいたま市地域防犯カメラ設置事業変更（廃止）承認申請書</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">電話番号 <u>注</u></p> <p>[略]</p> <p>様式第6号（第11条関係）</p>	[略]		支 出 合 計	[略]	[略]		助成限度額 1台につき <u>200,000円</u>	[略]	[略]	
[略]																					
支 出 合 計	[略]																				
[略]																					
助成限度額 1台につき <u>250,000円</u>	[略]																				
[略]																					
[略]																					
支 出 合 計	[略]																				
[略]																					
助成限度額 1台につき <u>200,000円</u>	[略]																				
[略]																					

<p>さいたま市地域防犯カメラ設置事業報告書 [略]</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <p>[略]</p> <p>様式第8号（第13条関係） さいたま市地域防犯カメラ設置助成金交付請求書 [略]</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <p>[略]</p>	<p>さいたま市地域防犯カメラ設置事業報告書 [略]</p> <p style="text-align: right;">電話番号 <u>注</u></p> <p>[略]</p> <p>様式第8号（第13条関係） さいたま市地域防犯カメラ設置助成金交付請求書 [略]</p> <p style="text-align: right;">電話番号 <u>注</u></p> <p>[略]</p>
--	--

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市告示一覧（令和4年3月16日から同月31日まで）

**さいたま市告示第525号**

さいたま市中小企業融資要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

## さいたま市中小企業融資要綱の一部を改正する告示

さいたま市中小企業融資要綱（平成30年さいたま市告示第448号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定義) 第2条 [略] 2 この告示において「創業者」とは、産業競争力強化法（平成25年法律第98号） <u>第2条第29項第1号</u> に規定する者であって事業を開始する日に中小企業者となるもの、同項第2号、第4号及び第6号に規定する者であって中小企業者であるもの並びに同項第3号及び第5号に規定する者であって事業を開始する日に中小企業者となる会社を設立するものをいう。 3 [略]	(定義) 第2条 [略] 2 この告示において「創業者」とは、産業競争力強化法（平成25年法律第98号） <u>第2条第24項第1号</u> に規定する者であって事業を開始する日に中小企業者となるもの、同項第2号、第4号及び第6号に規定する者であって中小企業者であるもの並びに同項第3号及び第5号に規定する者であって事業を開始する日に中小企業者となる会社を設立するものをいう。 3 [略]

### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

さいたま市告示一覧（令和4年3月16日から同月31日まで）

**さいたま市告示第526号**

さいたま市リーディングエッジ企業認証制度要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市リーディングエッジ企業認証制度要綱の一部を改正する告示

さいたま市リーディングエッジ企業認証制度要綱（平成20年さいたま市告示第588号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(申請の取下げ)</p> <p><u>第7条</u> 申請企業が、第4条に規定する申請を取り下げるときは、さいたま市リーディングエッジ企業認証申請取下書（様式第2号）を速やかに市長に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(認証の決定)</p> <p><u>第8条</u> 市長は、<u>第6条第2項</u>の審査結果を踏まえ、認証に適すると判断したときは、さいたま市リーディングエッジ企業の認証を決定し、さいたま市リーディングエッジ企業認証書（<u>様式第3号</u>）を申請企業に交付するものとする。</p> <p>2 市長は、第5条第1項の規定による申請内容の確認の結果、適正であると認められないとき又は前項の場合において認証に適すると認められないときは、さいたま市リーディングエッジ企業認証申請に係る結果通知書（<u>様式第4号</u>）により、その旨を申請企業に通知するものとする。</p> <p><u>第9条</u> [略]</p> <p><u>第10条</u> [略]</p> <p style="text-align: center;">(認証内容の変更)</p> <p><u>第11条</u> 認証企業は、さいたま市リーディングエッジ企業認証申請書の記載事項に変更（市長が認める軽微な変更を除く。）が生じたときは、さいたま市リーディングエッジ企業認証申請事項変更届出書（<u>様式第5号</u>）に当該変更内容を記載し、速やかに市長に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(認証期間、継続認証等)</p>	<p style="text-align: center;">(認証の決定)</p> <p><u>第7条</u> 市長は、<u>前条第2項</u>の審査結果を踏まえ、認証に適すると判断したときは、さいたま市リーディングエッジ企業の認証を決定し、さいたま市リーディングエッジ企業認証書（<u>様式第2号</u>）を申請企業に交付するものとする。</p> <p>2 市長は、第5条第1項の規定による申請内容の確認の結果、適正であると認められないとき又は前項の場合において認証に適すると認められないときは、さいたま市リーディングエッジ企業認証申請に係る結果通知書（<u>様式第3号</u>）により、その旨を申請企業に通知するものとする。</p> <p><u>第8条</u> [略]</p> <p><u>第9条</u> [略]</p> <p style="text-align: center;">(認証内容の変更)</p> <p><u>第10条</u> 認証企業は、さいたま市リーディングエッジ企業認証申請書の記載事項に変更（市長が認める軽微な変更を除く。）が生じたときは、さいたま市リーディングエッジ企業認証申請事項変更届出書（<u>様式第4号</u>）に当該変更内容を記載し、速やかに市長に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(認証期間、継続認証等)</p>

<p><u>第12条</u> <u>さいたま市リーディングエッジ企業の認証の有効期間は、第8条第1項の規定により認証を決定した日から3年を経過した日以後の最初の3月31日までとする。</u></p> <p>2 前項に規定する有効期間が満了となる場合において、継続して認証を受けようとする者は、満了となる年度の募集期間内に、さいたま市リーディングエッジ企業継続認証申請書(様式第6号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>3 第5条から第8条までの規定は、前項の規定による申請について準用する。</p> <p>(認証の取消し)</p> <p><u>第13条</u> [略]</p> <p>2 市長は、前項の規定による認証の取消しを決定した場合、さいたま市リーディングエッジ企業認証取消決定通知書(様式第7号)により、認証企業に通知するものとする。</p> <p><u>第14条</u> [略]</p> <p><u>第15条</u> [略]</p>	<p><u>第11条</u> <u>さいたま市リーディングエッジ企業の認証の有効期間は、第7条第1項の規定により認証を決定した日から3年を経過した日以後の最初の3月31日までとする。</u></p> <p>2 前項に規定する有効期間が満了となる場合において、継続して認証を受けようとする者は、満了となる年度の募集期間内に、さいたま市リーディングエッジ企業継続認証申請書(様式第5号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>3 第5条から第7条までの規定は、前項の規定による申請について準用する。</p> <p>(認証の取消し)</p> <p><u>第12条</u> [略]</p> <p><u>第13条</u> [略]</p> <p><u>第14条</u> [略]</p>
--	---

様式第1号を次のように改める。

年 月 日

さいたま市リーディングエッジ企業認証申請書

（宛先）さいたま市長

所在地  
名称  
代表者氏名

さいたま市リーディングエッジ企業の認証を受けたいので、必要な書類を添えて次のとおり申請します。

なお、申請に当たっては、さいたま市リーディングエッジ企業認証制度要綱を遵守し、認証を受けたときには、特に次の事項について留意することを誓約します。

- 1 認証企業であることの情報発信を積極的に行い、さいたま市産業のイメージアップにつなげるよう努めます。
- 2 当方の事業活動等を原因として、第三者に対する市の損害賠償債務が生じた場合は、さいたま市リーディングエッジ企業認証制度要綱第14条の規定により、当該損害賠償債務を引受け、対処します。

フリガナ		
企業名		
本社所在地		
さいたま市内の所在地及び機能	機能（本社・研究施設・主たる工場）	
フリガナ		
代表者氏名		
設立	（創業年 年※設立と異なる場合のみ）	
代表番号	TEL （ ） -	FAX （ ） -
URL	日本語 英語その他の外国語	

連絡担当者 (役職)	役職名
	氏名
	連絡先

1 本申請の核心となる、自社のコア技術又は製品

コア技術又は 製品の名称	
コア技術又は 製品の概要	

2 コア技術又は製品に係る事業内容

(1) コア技術又は製品の独自性、先進性等	
(2) コア技術又は製品の開発のきっかけ、プロセス等	
ア 自社独自（内部技術） イ 他社の技術を応用又は導入（外部技術） ウ 他社又は大学との共同開発 エ その他（具体的に	）
(3) コア技術又は製品に係る事業の内容、特徴等	
(4) 事業化に向けた技術ロードマップ、工程等	
(5) 特許権、実用新案権、意匠権又は商標権の取得状況について	

### 3 コア技術又は製品に係る経営戦略等

(1) 対象とする市場の分野、規模、特色等
(2) 対象市場でのポジション及びシェア
(3) 今後の経営戦略等
ア 製造方法又は生産計画
イ 資金調達方法
ウ 営業又は販売計画
エ 利益見込み等

### 4 コア技術又は製品に係る経営開発、販売体制等

(1) 社内の体制等の概要
ア 技術開発等の人材体制
イ 営業、販売、アフターケア等の体制
(2) 外部との連携体制

5 コア技術又は製品に係る将来性、発展性等

(1) コア技術又は製品の応用先として考えられる分野

(2) コア技術又は製品を応用・発展させていく際の課題等

ア 課題

イ 課題に対する解決方法

6 社会的な価値を高めるための行動等

(1) コア技術又は製品を用いて解決に向けた貢献が期待できる社会課題

(2) ESG経営等のサステナブルな社会の実現に資する取組について

ア ESG経営等のサステナブルな社会の実現に向けた自社の考え

イ 具体的な取組内容（予定を含む。）

7 コア技術又は製品に係る事業の推進に当たり、必要な支援内容等（(2)については任意）

(1) 申請時に受けている公的機関による支援とその支援機関の名称

(2) 認証後に必要とする支援

ア 広報及び情報発信の支援

イ 技術開発及び商品化の支援

ウ 販路拡大の支援
エ 人材育成及び人材確保の支援
オ その他

8 企業の概要

業 種			
事 業 内 容			
資 本 金	千円		
従 業 員 数	人（内正社員 人、内技術・研究開発担当者 人）		
研究開発費 （人件費は除く）	千円／年		
海外の拠点			
表 彰 等			
事 業 実 績		年度（直近）	年度（直近の前年度）
	売 上 高	千円	千円
	売上総利益	千円	千円
	経 常 利 益	千円	千円

## 9 応募の動機又は目的

備考 申請に必要な書類は、次のとおりとします。募集要領を確認の上、それぞれ必要部数を添付してください。

- (1) 登記簿、定款その他の書類で会社の設立及びさいたま市内への立地を証明する書類の写し
- (2) 直近の法人市民税納税証明書の写し
- (3) 会社案内、製品カタログその他の製品、技術等を紹介するもの
- (4) 申請に係る製品又は技術の特許権、実用新案権、意匠権又は商標権等産業財産権に関する証明書類（申請書を含む。）の写し
- (5) 有価証券報告書を作成している企業：直近の有価証券報告書の写し及び直近3期分の会計監査人の監査報告書の写し

有価証券報告書を作成していない企業：直近3期分の法人税申告書一式（法人税申告書、決算書、勘定科目内訳書）の写し、直近3期分の監査報告書の写し（公認会計士による会計監査を受けている企業のみ）及び「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリストの写し（確認を受けている企業のみ）

- (6) 企業コンプライアンスチェックリスト（様式指定）
- (7) その他申請様式の記載内容を補足するもの

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
様式第3号（第8条関係） [略]	様式第2号（第7条関係） [略]
様式第4号（第8条関係） [略]	様式第3号（第7条関係） [略]

様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

さいたま市リーディングエッジ企業認証申請取下書

（宛先）さいたま市長

所在地

名称

代表者氏名

年 月 日付で申請しましたさいたま市リーディングエッジ企業の認証申請につきまして  
ましては取り下げたいので、次のとおり届け出ます。

- 1 さいたま市内の所在地  
さいたま市 区
- 2 申請区分  
新規認証 ・ 継続認証
- 3 理由

様式第 5 号を様式第 6 号とし、様式第 6 号を次のように改める。

年 月 日

さいたま市リーディングエッジ企業継続認証申請書

（宛先）さいたま市長

所在地  
名称  
代表者氏名

さいたま市リーディングエッジ企業として継続認証を受けたいので、必要な書類を添えて次のとおり申請します。

なお、申請に当たっては、さいたま市リーディングエッジ企業認証制度要綱を遵守し、認証を受けたときには、特に次の事項について留意することを誓約します。

- 1 認証企業であることの情報発信を積極的に行い、さいたま市産業のイメージアップにつなげるよう努めます。
- 2 当方の事業活動等を原因として、第三者に対する市の損害賠償債務が生じた場合は、さいたま市リーディングエッジ企業認証制度要綱第14条の規定により、当該損害賠償債務を引受け、対処します。

認証番号		
フリガナ		
企業名		
本社所在地		
さいたま市内の所在地及び機能	機能（本社・研究施設・主たる工場）	
フリガナ		
代表者氏名		
設立	（創業年 年※設立と異なる場合のみ）	
代表番号	TEL ( ) -	FAX ( ) -
URL	日本語 ----- 英語その他の外国語	

連絡担当者 (役 職)	役職名 氏 名 連絡先
----------------	-------------------

1 継続認証申請の核心となる、自社のコア技術又は製品

コア技術又は 製品の名称	
コア技術又は 製品の概要	
現在の認証を 取得したとき のコア技術又 は製品の現況	

2 コア技術又は製品に係る事業内容

(1) コア技術又は製品の独自性、先進性等	
(2) コア技術又は製品の開発のきっかけ、プロセス等	
ア 自社独自 (内部技術) イ 他社の技術を応用又は導入 (外部技術) ウ 他社又は大学との共同開発 エ その他 (具体的に )	
(3) コア技術又は製品に係る事業の内容、特徴等	
(4) 事業化に向けた技術ロードマップ、工程等	
(5) 特許権、実用新案権、意匠権又は商標権の取得状況について	

### 3 コア技術又は製品に係る経営戦略等

(1) 対象とする市場の分野、規模、特色等
(2) 対象市場でのポジション及びシェア
(3) 今後の経営戦略等
ア 製造方法又は生産計画
イ 資金調達方法
ウ 営業又は販売計画
エ 利益見込み等

### 4 コア技術又は製品に係る経営開発、販売体制等

(1) 社内の体制等の概要
ア 技術開発等の人材体制
イ 営業、販売、アフターケア等の体制
(2) 外部との連携体制

5 コア技術又は製品に係る将来性、発展性等

(1) コア技術又は製品の応用先として考えられる分野

(2) コア技術又は製品を応用・発展させていく際の課題等

ア 課題

イ 課題に対する解決方法

6 社会的な価値を高めるための行動等

(1) コア技術又は製品を用いて解決に向けた貢献が期待できる社会課題

(2) ESG経営等のサステナブルな社会の実現に資する取組について

ア ESG経営等のサステナブルな社会の実現に向けた自社の考え

イ 具体的な取組内容（予定を含む。）

7 コア技術又は製品に係る事業の推進に当たり、必要な支援内容等（(2)については任意）

(1) 現在の認証に基づいて受けた支援及びその成果

(2) 継続認証後に必要とする支援

ア 広報及び情報発信の支援

イ 技術開発及び商品化の支援

ウ 販路拡大の支援
エ 人材育成及び人材確保の支援
オ その他

8 企業の概要

資本金	千円		
従業員数	人（内正社員 人、内技術・研究開発担当者 人）		
研究開発費 （人件費は除く）	千円／年		
海外の拠点			
表彰等			
事業実績		年度（直近）	年度（直近の前年度）
	売上高	千円	千円
	売上総利益	千円	千円
	経常利益	千円	千円

9 継続認証を希望する理由

--

備考 申請に必要な書類は、次のとおりとします。募集要領を確認の上、それぞれ必要部数を添付してください。

- (1) 直近の法人市民税納税証明書の写し

- (2) 会社案内、製品カタログその他製品、技術等を紹介するもの
- (3) 申請に係る製品又は技術の特許権、実用新案権、意匠権又は商標権等産業財産権に関する証明書類（申請書を含む。）の写し
- (4) 有価証券報告書を作成している企業：直近の有価証券報告書の写し及び直近3期分の会計監査人の監査報告書の写し  
有価証券報告書を作成していない企業：直近3期分の法人税申告書一式（法人税申告書、決算書、勘定科目内訳書）の写し、直近3期分の監査報告書の写し（公認会計士による会計監査を受けている企業のみ）及び「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリストの写し（確認を受けている企業のみ）
- (5) 企業コンプライアンスチェックリスト（様式指定）
- (6) その他申請様式の記載内容を補足するもの

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
様式第5号（第11条関係） [略]	様式第4号（第10条関係） [略]

様式第6号の次に次の1様式を加える。

様式第7号（第13条関係）

第 号  
年 月 日

さいたま市リーディングエッジ企業認証取消決定通知書

名 称

代表者氏名 様

さいたま市長 印

年 月 日付け認証第 号で、認証しましたさいたま市リーディングエッジ企業認証につきましては、次の理由により、認証を取り消すことに決定いたしましたので通知します。

理由

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市告示第527号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和4年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 浦和駅前市街地改造ビル

所在地 さいたま市浦和区高砂一丁目12番1号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称：浦和商業開発株式会社

代表者氏名：代表取締役 鈴木 恒一

住 所：さいたま市浦和区高砂1丁目12番1号

外53名

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

位置	収容台数
コルソ・伊勢丹パーキング	167台
浦和パーキングセンター	322台
浦和中央パーキングセンター	71台
寿屋駐車場	121台
NPC 浦和駅前パーキング	66台
高砂パークスペース	22台
テストパーキング	14台
合計	783台

(変更後)

位置	収容台数
コルソ・伊勢丹パーキング	167台
浦和パーキングセンター	369台
浦和中央パーキングセンター	90台
寿屋駐車場	121台
高砂パークスペース	22台
テストパーキング	14台

合計	783台
----	------

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(ア) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

位置	出入口の数
コルソ・伊勢丹パーキング	2箇所
浦和パーキングセンター	4箇所
浦和中央パーキングセンター	1箇所
寿屋駐車場	1箇所
NPC 浦和駅前パーキング	1箇所
高砂パークスペース	1箇所
テストパーキング	1箇所
合計	出入口5箇所入口3箇所出口3箇所合計11箇所

(変更後)

位置	出入口の数
コルソ・伊勢丹パーキング	2箇所
浦和パーキングセンター	4箇所
浦和中央パーキングセンター	1箇所
寿屋駐車場	1箇所
高砂パークスペース	1箇所
テストパーキング	1箇所
合計	出入口4箇所入口3箇所出口3箇所合計10箇所

(4) 変更する年月日

令和4年4月1日

(5) 変更する理由

駐車場運用方法の変更のため

2 届出年月日

令和4年3月17日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和4年3月31日から令和4年8月1日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1966

(2) 浦和区役所区民生活部地域商工室

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048（829）6179

FAX 048（829）6235

- 5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

令和4年3月31日から令和4年8月1日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048（829）1364

FAX 048（829）1966

## さいたま市告示第528号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項に規定する使用料の徴収及び収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 委託施設

さいたま新都心バスターミナル さいたま市大宮区北袋町1丁目603番地1

### 2 受託者

(1) 所在地 埼玉県さいたま市大宮区錦町682-2

(2) 名称 一般財団法人さいたま市都市整備公社

(3) 代表者 代表理事 中島 圭一

(代理受託者)

所在地 東京都品川区西五反田2-20-4

名称 タイムズサービス株式会社

代表者 代表取締役社長 金子 新吾

※タイムズサービス株式会社は一般財団法人さいたま市都市整備公社との契約により駐車場集金業務に関する代理受託を行っています。

### 3 委託する期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

### 4 委託した事務

さいたま新都心バスターミナル・駐車場の利用料の徴収及び収納の事務

### 5 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局都市計画部交通政策課企画調整係

(2) 電話 048（829）1053

さいたま市告示第529号

コンビニエンスストアにおける証明書等交付手数料の収入事務を地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第158条第1項の規定により次のとおり委託したので、さいたま市会計規則（平成13年5月1日規則第61号）第37条第2項の規定により告示する。

令和4年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

1 受託者

所在地 東京都千代田区一番町25

名称 地方公共団体情報システム機構

2 委託業務

・ 次の表のとおり

業務	期間
コンビニエンスストアにおける証明書交付手数料の収入事務	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3 連絡先

担当 さいたま市役所市民局区政推進部住民記録戸籍担当

電話 048（829）1833